

平成27年12月2日

会津美里町長 渡部 英敏 様

会津美里町総合計画審議会

会 長 石光 真



会津美里町第3次総合計画（案）の策定について（答申）

平成26年8月29日付け26会美政第161号で諮問のあった会津美里町第3次総合計画の策定について、別添第3次総合計画（案）をもって答申いたします。

なお、総合計画の将来像に掲げた「まるごといいね 会津美里」の実現のため、政策体系に基づく取組み及び重点プロジェクトについて、着実かつ効率的な実施を求めます。

会津美里町 第3次総合計画 (案)

会津美里町 第3次総合計画

基本構想（案）

基本構想 目次

～序 総合計画策定にあたって～

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の構成と期間.....	2
4. 計画の評価と進捗管理.....	3
5. 第2次総合計画期間中の本町の歩み	4

～基本構想～

1. 状況の変化と課題	
（1）本町をとりまく状況の変化.....	6
（2）町として取り組むべき課題の整理.....	7
2. まちの将来像	
（1）人口推計及び目標人口.....	8
（2）まちの将来像.....	10
3. 将来像を実現する政策の柱	11
4. 政策体系.....	14
5. 重点プロジェクト	15
6. 土地利用構想	16

～序 総合計画策定にあたって～

1. 総合計画策定の趣旨

会津美里町は、平成 17 年 10 月 1 日に会津高田町、会津本郷町及び新鶴村が合併し、誕生しました。

本町では、これまで、合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」及び平成 18 年度からの「第 1 次振興計画」において、目指すべき将来像と実現のための課題を明確にし、課題解決のための体制づくりや様々な取り組みを行ってきました。

また、平成 23 年度からの「第 2 次総合計画」においては、さらなる課題解決の手段として町民や行政等の役割分担、行政評価の視点を取り入れて、効率的かつ効果的な取り組みを行ってきました。

しかし、第 2 次総合計画に人口推計として用いた「国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」よりも人口が減少しており、人口減少対策の重要性が高くなっております。

このため、本町では第 2 次総合計画の反省点を踏まえながら、「第 3 次総合計画」を策定し、戦略的な取り組みと、更なる効果的かつ透明性の高い行政経営※への取り組みを実施していきます。さらには、積極的に町民参加を推進するとともに、町民と一体となって今後のまちづくりを総合的かつ計画的に進め、持続性のあるまちづくりを推進していきます。

2. 計画の位置づけ

基本構想は従来、市町村の行政運営の総合的な指針として、地方自治法において策定が義務付けられていました。平成 23 年の改正地方自治法の施行後は、基本構想の策定は市町村の判断に委ねられることとなりましたが、本町では、平成 24 年 10 月に会津美里町議会基本条例を制定し、基本構想及び基本計画の策定に関することも議決案件としていることから、本計画は、それらを踏まえて策定された、本町の最上位計画として位置づけられるものです。

※行政経営：行政の運営を「管理」ではなく「経営」と考え、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れて、町民の目線に立ったサービスを提供することで、町民の皆様の満足度が向上するよう、「成果」に重点を置いた行政活動を行っていくことをいいます。

3. 計画の構成と期間

本計画は、基本構想及び基本計画で構成されています。

基本構想は、長期を見通し、社会経済状況等の短期的な状況の変化にとらわれない町の将来像（ビジョン）や実現すべき地域社会や価値を示すものであります。

基本計画は基本構想と行政の事務事業をつなぐ計画であり、各施策では数値目標を設定しており、社会経済状況や国の制度の変化等に柔軟に対応する必要があります。

基本構想

基本構想は、長期的な視点に立って、本町の目指すべき将来像を示すとともに、これを実現するための6つの基本方針（政策）を明らかにし、総合的かつ計画的な町政運営の指針となるものであり、その計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画（前期）

基本計画は、基本構想を受け、6つの基本方針（政策）を達成するための施策（まちづくりの課題）を示すものであり、施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた効果的な行政運営のため、その計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

基本構想・基本計画は、合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」の理念を尊重し、整合性を図りながら策定することとします。

また、基本構想・基本計画をもとに、特定分野の施策の具体化のため、個別計画等を必要に応じて策定するとともに、基本計画に掲げた施策の目的達成のための具体的な事務事業については、実施計画等を策定し、整理することとします。

図-計画の期間

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
第2次総合計画 基本構想					第3次総合計画 基本構想									
第2次総合計画 基本計画					第3次総合計画 基本計画(前期)									

4. 計画の評価と進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、第2次総合計画と同様に、成果重視の効果的かつ効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして「行政評価」を活用し、各施策については具体的な成果を図るための指標と目標値を設定します。毎年度、達成状況を評価し、評価結果に基づく適切な改革・改善を実施し、次年度以降の行政経営に反映させていきます。また、引き続き、評価結果は町ホームページ等で公表することにより、町民の立場に立った行政経営の実現と透明性の確保を図ります。

5. 第2次総合計画期間中の本町の歩み

平成17年度の町村合併後から5年が経過した、第2次総合計画期間中（平成23年度から平成27年度）の本町の歩み（主なもの）は以下のとおりとなります。

なお、第2次総合計画の政策体系にて分類しております。

環境共生のまちづくり

平成23年12月28日	主要地方道会津坂下会津高田線新屋敷バイパス開通
平成24年11月4日	新鶴スマートIC利用150万台達成
平成25年1月31日	新鶴地域佐賀瀬川配水池紫外線処理施設完成
平成25年10月21日	東尾岐（勝負沢）携帯電話基地局完成
平成25年12月19日	会津高田浄化センター増設工事完成
平成25年12月27日	一般県道下郷会津本郷線関山バイパス開通
平成26年5月16日	新鶴スマートIC利用200万台達成
平成26年6月1日	新鶴スマートIC24時間化開始
平成26年7月1日	空き家等の適正管理に関する条例施行
平成26年10月29日	博士峠トンネル中心杭設置式
平成27年2月17日	関山地区栃沢浄水場新設水源工事完成
平成27年2月18日	太陽光発電用地賃貸借契約（稲岡）

安全安心な暮らしづくり

平成24年5月26日	会津美里消防団民報金ばれん受賞
平成24年7月11日	宮城県美里町と災害時相互応援協定締結
平成25年8月1日	あいづじげん健康ポイント倶楽部スタート
平成25年10月1日	地域見守りネットワーク協定締結
平成26年10月1日	防災情報システム放送の登録制メール配信開始

活力ある産業づくり

平成23年8月11日	復興PR全国キャラバン開始
平成24年9月3日	新鶴工業団地完売
平成26年4月1日	基幹農道宮川線「きずな橋」開通
平成27年6月5日	林道駒谷関山線開通
平成28年 月 日	雀林観光施設整備

こころ豊かな人づくり

平成23年 4月 1日	認定こども園ひかり開園
平成24年 1月10日	宮川児童クラブ館開所
平成24年 3月21日	本郷中学校体育館改築
平成24年 4月 1日	子育て支援センターすくすくハウス開所
平成24年10月20日	ふれあいウォーク開始
平成25年 3月31日	本郷第一小学校閉校
平成25年 3月31日	本郷第二小学校閉校
平成25年 4月 1日	本郷小学校開校
平成25年 4月 1日	本郷児童クラブ室開所
平成25年 4月 1日	本の郷図書館開館
平成25年11月17日	第25回ふくしま駅伝 町の部優勝
平成26年9月30日	左下り観音堂福島県重要文化財指定
平成27年 3月 2日	伊佐須美神社御田植祭が国の選択無形民俗文化財に選択

町民主体の地域づくり

平成27年10月15日	栃木県那須町と友好都市及び災害時相互応援協定締結
平成28年 月 日	宮城県美里町と友好都市協定締結

効率的で効果的な行財政運営

平成24年10月 1日	議会基本条例施行
平成25年 5月31日	福島県優良町村賞受賞
平成27年 4月 1日	新総合行政システムの運用開始

基本構想

～基本構想～

1. 状況の変化と課題

(1) 本町をとりまく状況の変化

①人口減少

日本の人口は2008年をピークとして、人口減少時代に入り、今後は一貫して人口が減ると予測されています。これにより、社会経済の縮小、国民の生活水準の低下等が懸念されています。

本町においても、出生率の低下を始めとした全国的な要因に加え、若年層の恒常的な町外流出などの要因により、全国を上回る速度で人口減少が進行し、少子高齢化が顕著となっています。今後、産業や地域コミュニティの担い手の減少といった、地域の活力の低下が懸念される状況となっています。

②高齢化社会の進行

人口減少とともに、今後は高齢化社会が続くと予測されています。高齢者を支える世代が減少するなか、医療・福祉関係者が連携し、地域全体でお年寄りをサポートする地域包括ケアの体制づくりや、健康寿命の増進、さらに、高齢者がいきがいを持ち、社会で活躍できる環境づくりが求められています。

③都市部への一極集中

若者世代をはじめとして、首都圏への一極集中が続いていることにより、地方と都市部の人口、産業構造の偏りが全国的な課題となっています。これらの解消に向け、地方においては、自主的な取り組みにより地域特性を活かしたまちをつくることで、人口の流出に歯止めをかけ、活力を維持し、適正な規模での地域経営を進めることが求められています。

（２）町として取り組むべき課題の整理

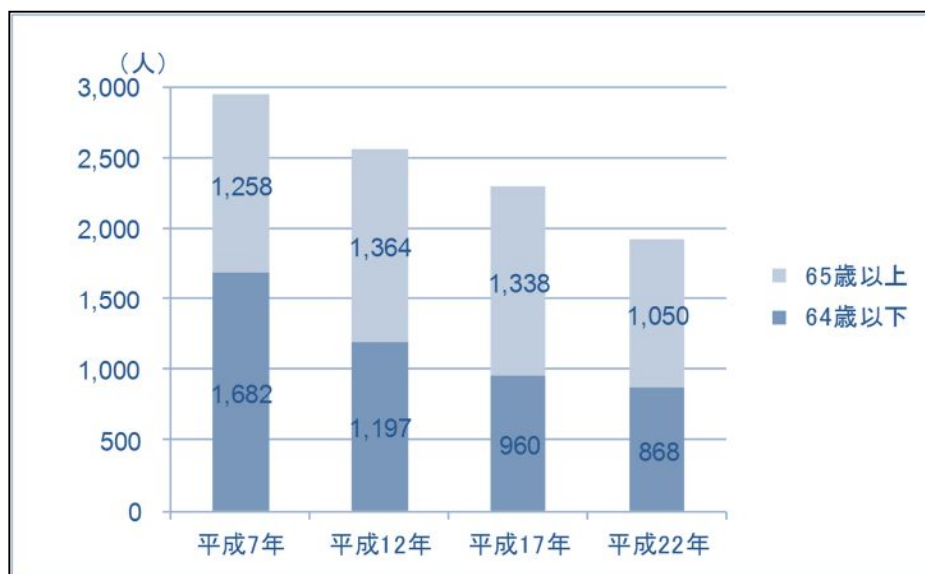
①町の活力の維持

少子化、高齢化が進むなか、地域の活力を維持することを重要課題と捉えています。町民が安心して住み続けることができるよう、雇用環境の向上のため、既存の産業の支援に加え、新たな産業につながる取り組みを推進し、子育て支援や高齢者の医療、生活支援といった福祉面の充実が重要です。

②土地の維持管理

町域の約 80%は山林、約 17%は農地となっていますが、農業、林業の担い手の減少と高齢が進んでおり、今後の土地の維持・管理が課題となっております。多様な経営体による農地の活用や、山林の適正な管理と資源の活用、そして集落・市街地の環境の維持・向上に取り組む、豊かな環境を未来へ引き継ぐことが重要です。

図-農業従事者数の推移



（資料：国勢調査）

③独自の地域づくり

地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが、今後の地域経営において重要な課題となります。地産地消の推進や再生可能エネルギーの導入、土地の恵みを活かした新たな産業の育成や、多様化する住民ニーズに対応した起業の支援、行政サービスと連携した地域内での助け合いのまちづくりの推進等、創意工夫のもとでの新たな地域づくりの活動が重要です。

2. まちの将来像

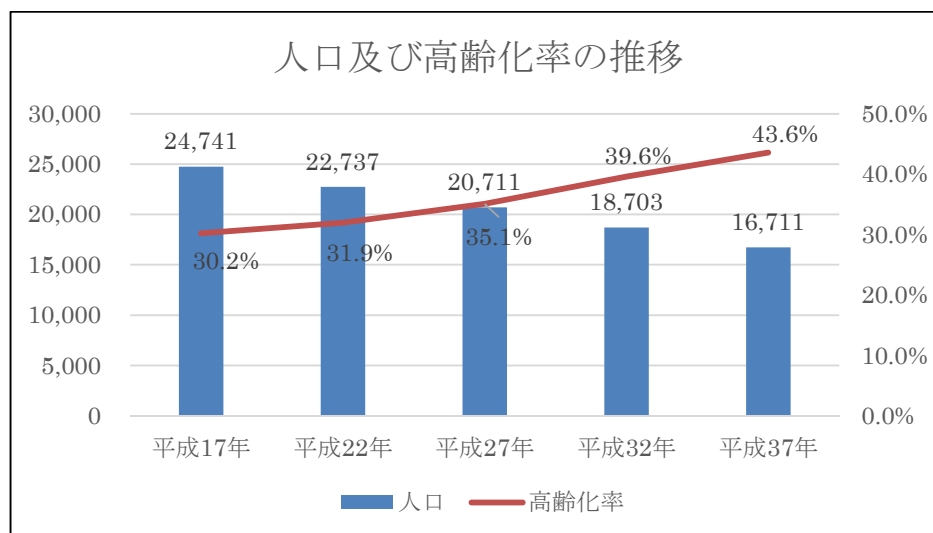
(1) 人口推計及び目標人口

①推計人口

コーホート要因法※を用いて推計をした結果、人口は一貫して減少し、2010 年の 22,737 人から、2020 年（平成 32 年）までに人口が 2 万人を切り、18,703 人となり、2025 年（平成 37 年）には 16,711 人と推計されます。この結果は第 2 次総合計画策定時に将来人口の見通しに用いた、国立社会保障・人口問題研究所が平成 20 年 12 月に推計した「日本の市区町村別将来推計人口」における会津美里町の推計人口よりも、人口が減少することとなります。また、高齢化率については、総人口が減少することから一貫して上昇し、2025 年（平成 37 年）には 40%を超える結果となります。

人口減少の要因としては、高校を卒業し、進学又は就職する世代の転出率が高くなっており、その転出した世代が戻ってきていないことが、大きな要因となっております。また、若い世代の減少による出生数の低下、高齢化率の高さからの死亡者数の増など、自然減が大きくなっていることも要因のひとつとなっております。

人口及び高齢化率の推移



※コーホート要因法：コーホートとは、一定の年代の人口集団のことです。コーホート要因法は、各年代の人口について、自然増減、社会増減の実績値をもとに将来人口を推計する方法のことです。

②目標人口

推計した人口がこのまま推移した場合、人口の減少と高齢化が非常に厳しい状況となることが予測されます。

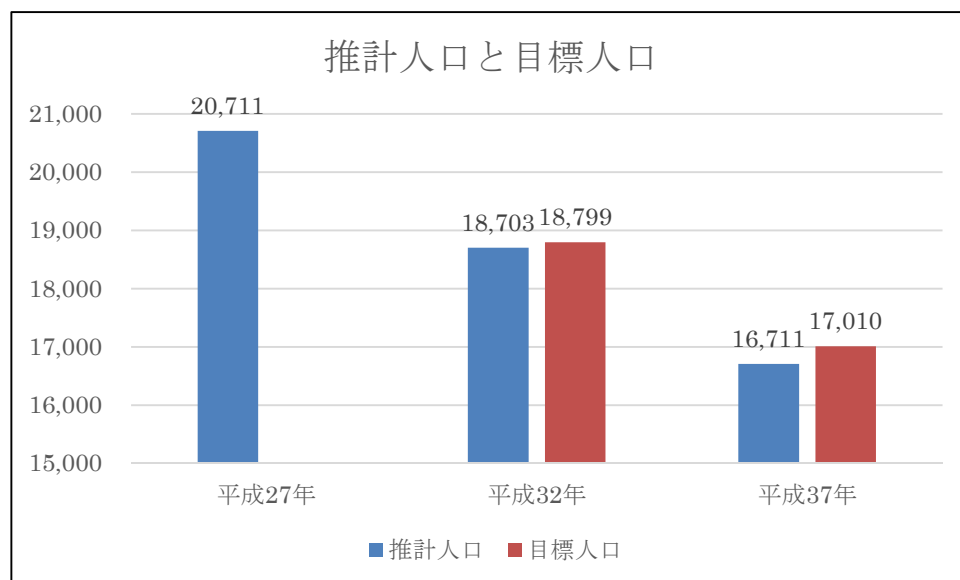
このため、第3次総合計画において、政策・施策及び重点プロジェクトに戦略的に取り組むとともに、「会津美里町まち・ひと・しごと総合戦略」と連携した取り組みを推進し、人口減少に歯止めをかけていきます。

その対策として、U・Iターンの増加や若年層の転出者に歯止めをかけるため、子どもの頃から地域の自然や魅力にふれることにより、「地域を誇りに思う心」を醸成し、地域への愛着心を育てることから始めます。さらには、地場産業や商工業の活性化を図りながら、起業しやすい環境を整え、魅力的な働く場を創出していく必要があります。

また、国の政策や子育て支援等に積極的に取り組むことにより、合計特殊出生率※の増を目指します。

それ以外にも、本町の豊かな自然などの魅力や資源を再確認するとともに、積極的にPRするなど、多様な取り組みを積極的に実施することにより、

平成37年の目標人口を 17,010人 以上とします。



※合計特殊出生率：ある期間（1年間）の出生状況に着目し、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したものです。

(2) まちの将来像

まるごと いいね！ 会津美里

～人咲き 花咲き 文化輝く 希望あふれる未来へ～

本町は、田園に囲まれた市街地や集落、中山間地の集落がある一方、広大な山林が広がり、人の営みと豊かな自然が調和したまちです。会津の歴史が始まった土地であり、古くからの歴史や文化を持つとともに、大沼郡の中心であったことから公共公益施設が立地し、さらに、会津地方の中心都市である会津若松市に隣接しており、道路網の利便性も高いことから、暮らしやすい生活環境が形成されております。

一方で近年は人口の減少、少子高齢化が進み、町の活力が失われつつあります。このような状況のなかで、いま一度、町民が町の資源や環境の良さを見つめ直し、活性化に取り組むことにより、町民が誇りの持てるまちづくりを目指します。

そのため、町の内外から「いいね！」と言われることを目標とし、「まるごと いいね！ 会津美里」という言葉を将来像として掲げます。

そして、将来も町民（人）が生き生きと暮らし、市街地・集落と豊かな自然が調和した魅力的な環境（花）を維持し、歴史や文化（文化）を発信することにより、魅力的な町になることを願い、また、人口減少に歯止めをかけ、将来の会津美里町に「希望」が持てることを目指して「人咲き 花咲き 文化輝く 希望あふれる未来へ」という副題を掲げます。

3. 将来像を実現する政策の柱

まちの将来像を実現するため、次の6つの政策の柱を位置づけ、それぞれの政策の目的を定めるとともに、政策を実現するための手段として施策を位置づけます。

また、これらの政策の推進体制として、健全な財政のもとでの効果的な行政運営と、町民の声を反映した施策の実施が重要であることから、「町民に信頼される行政の推進」を、6つの政策を実現するための基盤として位置づけます。

政策1 自然に配慮した環境づくり

【政策の目標】 自然と調和した、快適で住みやすい環境をつくる

恵まれた自然環境を、町民共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいくとともに、自然と調和した快適で住みやすい環境整備を進めます。

【政策実現のための施策】

- ①自然・生活環境の保全
- ②生活基盤の整備
- ③交通体系の充実

政策2 安全で安心な暮らしづくり

【政策の目標】 町民が災害に遭うことなく、安心して暮らすことができるまちをつくる

すべての町民が、安全に、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

【政策実現のための施策】

- ①防災・消防体制の充実
- ②交通安全・防犯体制の充実

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

【政策の目標】 町民が健やかに生活を送ることができるまちをつくる

子どもからお年寄りまで、町民が地域で健やかに暮らすことができるよう、子育てや医療、福祉の体制づくりを進めます。また、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと社会参加できるまちづくりを目指します。

【政策実現のための施策】

- ①保健体制の充実と医療の確保
- ②高齢者福祉の充実
- ③子育て支援の充実
- ④障がい者福祉の充実
- ⑤支え合い尊重される社会の実現

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

【政策の目標】就労環境の向上を図るとともに、様々な働き方を実現するまちづくりを進める

働く人々の就労環境が向上し、所得が増し、安定した生活ができるよう、活力ある産業づくりを進めるとともに、様々なニーズに応じた働き方ができる環境づくりを目指します。

【政策実現のための施策】

- ①農業の振興
- ②林業の振興
- ③観光の振興
- ④商工業の振興

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

【政策の目標】町民が、生涯にわたって学び、よりよく生きる

地域の未来を担う子どもたちをみんなで見守り、育てる地域づくりとともに、一人ひとりが生きがいやこころの豊かさを感じることができるまちづくりを目指します。

【政策実現のための施策】

- ①子ども教育の充実
- ②生涯学習の充実
- ③生涯スポーツの充実
- ④地域文化の振興

政策 6 魅力と個性のある地域づくり

【政策の目標】町民が主体的に地域づくりに参画できる環境づくりを進め、地域の個性を活かしたまちをつくる

地域のことは地域に住む町民自らが考え、主体的な活動ができるような環境づくりと、人々の交流を通じた、町民主体の地域づくりを目指します。

【政策実現のための施策】

- ①地域活動の推進
- ②多様な交流と連携の推進

政策実現のための基盤

町民に信頼される行政の推進（行政改革大綱）

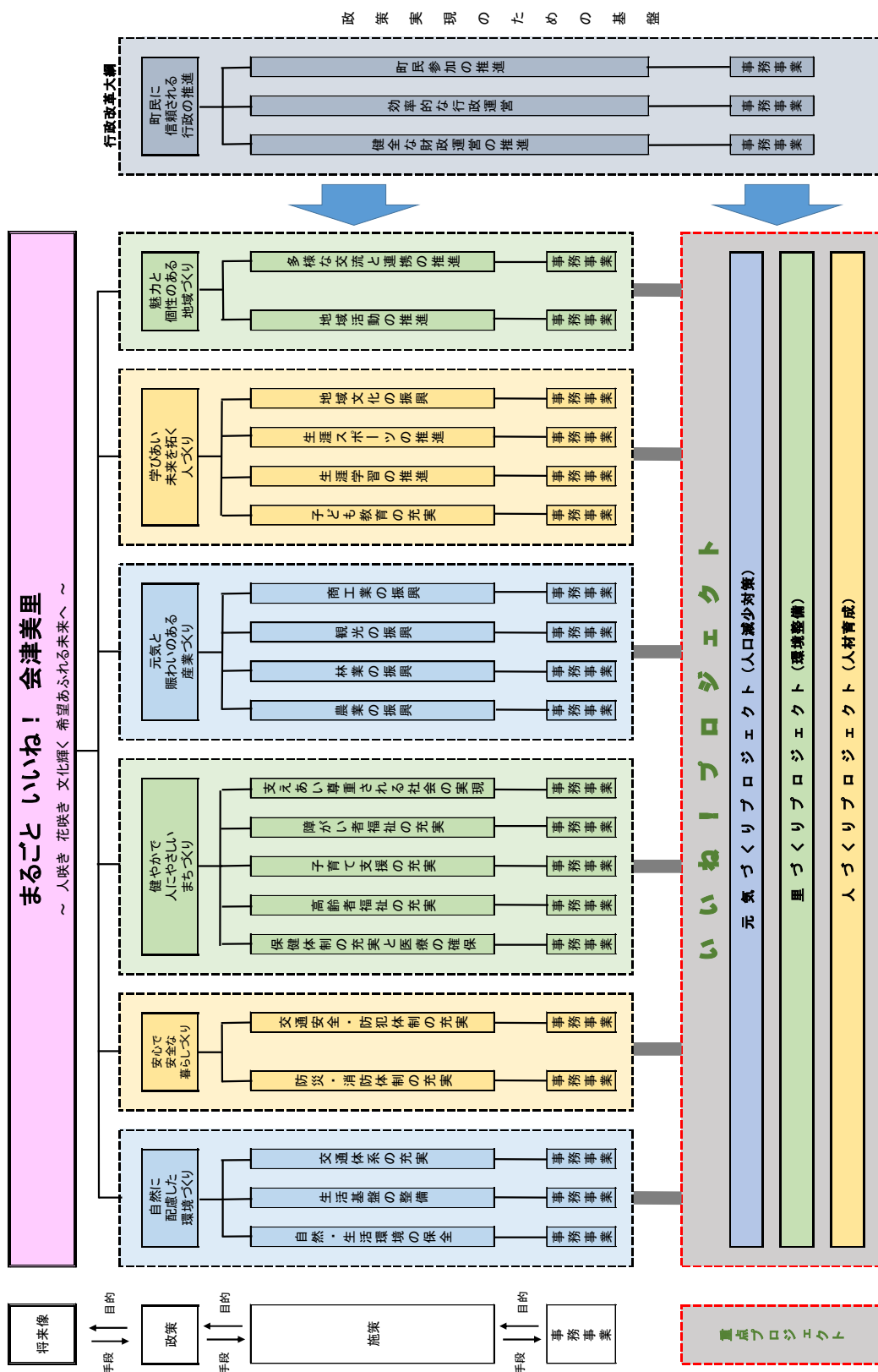
健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、透明性の高い行政経営システムの確立を目指すとともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりに活かす条例」をもとに、町民の行政への参加を積極的に進めることで、まちづくりの課題を町民と行政が共有し、互いに連携、協力しながら解決を図っていきます。

【政策実現のための施策】

- ①健全な財政運営の推進
- ②効率的な行政運営
- ③町民参加の推進

4. 政策体系

第3次総合計画における計画体系



5. 重点プロジェクト（いいね！プロジェクト）

政策の柱に加えて、各部門が連携して施策を推進すべき重点プロジェクトを位置づけます。重点プロジェクトは、それぞれのテーマについて、部門をまたいで戦略的に取り組むものとし、町民や事業者、NPO 法人や各種団体との協力・連携のもと、施策を推進するとともに、民間活力の積極的な活用を図ります。

（１）元気づくりプロジェクト（人口減少対策）

人口の減少を抑えるため、町民の生活を支え、定住や新規居住の推進を図ることが重要です。

地域の豊かな自然環境を活かした住環境や、子育て支援等を進めることで、住み続けたい環境づくりを進めます。

また、広域連携による魅力ある雇用の場の創出を図るとともに、地域に根ざした産業の振興、起業支援や、働きやすい環境づくり、後継者対策の充実等により、活気のあるまちの実現を目指します。

（２）里づくりプロジェクト（環境整備）

住みよい暮らしの実現のため、町の特徴である田園、集落環境や山林の保全、活用を推進し、地域の恵みを活かした魅力の創出を図ります。

エネルギーの自立や特産品開発等により、地域独自のまちづくりを進め、農地や山林の維持・管理を行うとともに、新たな雇用の創出へとつなげます。

また、風景資源や文化財、町並み、伝統芸能を守り育てることで、観光交流を推進し、地域の魅力の発信を図ります。

（３）人づくりプロジェクト（人材育成）

少子化が進むなか、自然学習や農業体験、社会学習等を通して豊かな人間性を育むなどの次世代を担う子どもの教育の充実や、地域の産業、伝統工芸の担い手の確保など地域活性化の中心的な役割を果たす若者の育成は、町の重要な課題です。

また、高齢者の健康づくりや、子どもから高齢者まで多世代の交流を通して、地域で支え合うネットワークの実現を目指します。

さらに、町民主体となった情報発信や地域間交流の促進に取り組み、地域づくりに携わる人材の拡大に努めます。

6. 土地利用構想

(1) 基本的な考え方

町の土地利用の方針として、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、市街地の拡大を抑制するとともに、自然的土地利用を保全することを基本とします。

(2) エリア別の方針

①市街地ゾーン

高田地域および本郷地域の中心部を、主要公共施設や商業機能、産業機能、居住機能が集積する地区として位置づけ、市街地環境の維持・向上を図ります。

②田園ゾーン

平地を中心としたエリアを田園ゾーンとして位置づけます。特に、散居型の集落構造は本町の特徴となっており、集落と集落を囲む水田、水路等からなる景観は町の重要な要素であることから、景観および田園環境の維持・向上を図ります。

田園ゾーンにおいて新規の土地利用を図る際は、周辺への影響に配慮し、環境の維持に努めることとします。

③里山・山林ゾーン

山間部と街道沿いの集落を、山林・里山ゾーンとして位置づけます。自然環境の保全と、集落環境、景観の維持・向上を図ることとします。

(3) 拠点の位置づけ

①生活拠点

高田地域市街地中心部は、公共施設等の中心的機能を強化するとともに、高田地域の生活を支える商業等の機能を維持する生活拠点として位置づけます。また、本郷地域市街地中心部を、地域の生活を支える機能が立地する生活拠点として位置づけ、商業等の機能を維持します。さらに、新鶴駅周辺を新鶴地域の生活拠点として位置づけ、公共公益施設の機能の維持を図ります。

②産業拠点

各工業団地を産業拠点として位置づけ、産業機能の立地、集積を図ります。

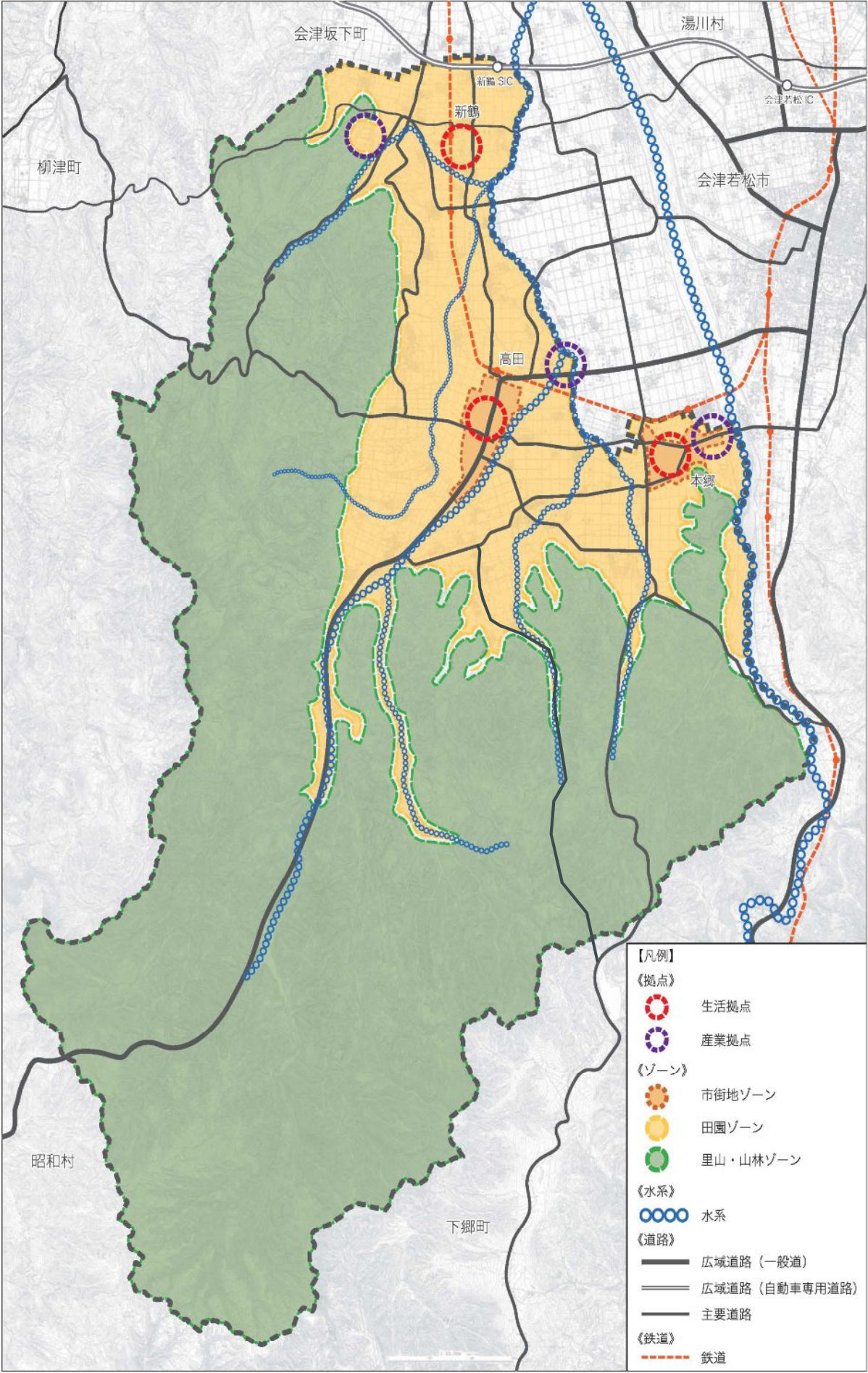
（４）道路

広域幹線道路である磐越自動車道、国道 401 号線、および町域内の幹線道路を、まちの骨格として位置づけます。各拠点間の連携や、道路環境の向上の観点から、必要に応じて道路整備の促進を図ります。

（５）水系

宮川等の河川や、農業用水路を、町の骨格を形づくる水系として位置づけます。水系の適正な維持・管理を行うとともに、周辺環境の特性に応じて、親水機能の維持・向上を図ります。

図一土地利用構想



会津美里町第3次総合計画

基本計画 (前期基本計画)

(案)

基本計画 目次

～総論～

1. 前期基本計画の期間.....	19
2. 前期基本計画の構成.....	19

～施策別計画～

施策別計画の考え方.....	20
1. 自然に配慮した環境づくり	
1-1 自然・生活環境の保全.....	22
1-2 生活基盤の整備.....	24
1-3 交通体系の充実.....	26
2. 安全で安心な暮らしづくり	
2-1 防災・消防体制の充実.....	28
2-2 交通安全・防犯体制の充実.....	30
3. 健やかで人にやさしいまちづくり	
3-1 保健体制の充実と医療の確保.....	32
3-2 高齢者福祉の充実.....	34
3-3 子育て支援の充実.....	36
3-4 障がい者福祉の充実.....	38
3-5 支え合い尊重される社会の実現.....	40
4. 元気と賑わいのある産業づくり	
4-1 農業の振興.....	42
4-2 林業の振興.....	44
4-3 観光の振興.....	46
4-4 商工業の振興.....	48
5. 学びあい未来を拓く人づくり	
5-1 子ども教育の充実.....	50

5-2	生涯学習の充実.....	52
5-3	生涯スポーツの充実.....	54
5-4	地域文化の振興.....	56

6. 魅力と個性のある地域づくり

6-1	地域活動の推進.....	58
6-2	多様な交流と連携の推進.....	60

～政策実現のための基盤～

町民に信頼される行政の推進（行財政改革大綱）

1	健全な財政運営の推進.....	62
2	効率的な行政運営.....	64
3	町民参加の推進.....	66

～重点プロジェクト～

1.	元気づくりプロジェクト（人口減少対策）.....	68
2.	里づくりプロジェクト（環境整備）.....	69
3.	人づくりプロジェクト（人材育成）.....	69

～資料編～

1.	策定経過.....	70
2.	総合計画審議会.....	74
3.	地域審議会.....	79

～総論～

1. 前期基本計画の期間

前期基本計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とした、5年間の計画となります。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
第2次総合計画 基本構想					第3次総合計画 基本構想									
第2次総合計画 基本計画					第3次総合計画 基本計画(前期)									

2. 前期基本計画の構成

前期基本計画は、「施策別基本計画」、「政策実現のための基盤」及び「重点プロジェクト」で構成されています。

○施策別基本計画

基本構想に基づく20の施策ごとに、施策の目的や目標、取組みなどを構築したものの

○政策実現のための基盤

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、施策別基本計画や重点プロジェクトを実現するために取組むもの

○重点プロジェクト

基本構想に基づく重点プロジェクトに関する取組みのうち、前期基本計画期間中に重点的、優先的及び戦略的に取り組むもの

～施策別基本計画～

施策別基本計画の考え方

基本構想における「会津美里町の将来像」を実現するため、「6つの政策」の手段である「20の施策」について、体系に基づき整理したものです。

施策別での整理、評価による施策達成度の管理については、第2次総合計画を踏襲し、町民意識調査等の結果等を用いて、進捗管理を実施していきます。

第2次総合計画期間中において、様々な取り組みを実施いたしましたが、人口減少は急速に進んでおり、各施策においては、これら反省点を十分考慮しながら、現状と課題を整理し、本計画において取り組むべき事項を再構築しております。

以下は各施策別基本計画の項目及びその内容となっており、すべての施策をこの項目により整理しております。

1. 施策の目的

基本計画では、すべての施策について評価（行政評価・町民意識調査）の視点を取り入れ、施策の目的（何をどのような状態にするのか）を明確にするため、「対象」と「意図」を設定しています。

【対象】この施策によって働きかける相手（人やものなど）を表します。

【意図】対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態にすべきなのかを表します。

2. 現状と課題

【現状】施策について、本町の特徴や現在の状況を記載しています。

【課題】基本計画期間を見据えて、解決すべき主な課題を記載しています。

3. 目標値（成果指標）

【成果指標】意図の達成度合いを「成果」とします。成果指標は、意図の達成度を測る指標です。

【目標値】現状と課題を認識したうえで、基本計画期間内で目指すべき目標値を設定しています。

4. 計画期間中の町の主な取り組み

施策の目的及び目標値達成のための、基本計画期間中の町の主な取り組み内容と、その取り組みに属する事務事業（主なもの一つ）を記載しています。

5. 施策の目的達成のための町民等の役割

施策の目的を達成するためには、町（行政）の取り組みだけでは限りがあります。町民の自主的な活動や地域・事業者等の取り組みについて、自助・共助・公助の考え方に基づき、役割を明確にしています。

政策１ 自然に配慮した環境づくり

各施策

１－１ 自然・生活環境の保全

１－２ 生活基盤の整備

１－３ 交通体系の充実

施策 1-1 自然・生活環境の保全

施策の目的

対象	意図
町域	恵まれた自然に配慮し環境の保全を図る
町民	快適で衛生的な環境のもと生活ができる
町民（法人・事業所を含む）	自然と調和した環境を大切にする意識を持つ

現状と課題

【現状】

- 家庭内の生活排水処理施設の整備普及が進んでいることにより、河川の水質環境は年々改善されています。
- 家庭や教育施設でも省エネ意識の向上を背景に、太陽光発電システムの設置が進み、自然エネルギーの活用が図られています。
- ごみ減量の推進、適正処理の実施、最終処分量の削減に取り組んでおり、ごみの量は震災以降増加傾向にありましたが、平成26年度は減少に転じております。
- ごみの適正処理の一環として、生活系廃棄物に事業系廃棄物が混入している現状があるが、平成26年度の取り組みにより生活系廃棄物の減少が見られます。
- 不法投棄の多発地点には監視カメラを設置する抑止活動と、不法投棄物の処理に当たっては、県や警察と連携を図り、適正な処理を行っています。
- 町民意識調査の結果から、二酸化炭素の削減や省エネなど自然にやさしい生活をしている町民の割合が過去5年間で78.8%から74.8%と町民の環境意識の低迷がみられます。

【課題】

- 町民や事業所に対する自然環境保全の啓発
- 町民や事業所に対する自然エネルギー活用の促進と支援
- ごみ減量に対する意識改革と、更なる資源ごみ回収、分別収集の徹底
- 事業所に対する事業系廃棄物の分別と適正処理の指導
- 不法投棄しやすい場所の抑止活動の徹底と、投棄させない意識づくり

目標値（成果指標）

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 町内河川の水質汚濁に係る環境基準の達成率	%	94.7	100	増加
② 環境に気をつかった生活をしている町民の割合	%	74.8	81.0	増加
③ 2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合	%	55.5	60.0	増加
④ 町から排出される一般廃棄物の量（資源ごみを除く）	t	5,688	4,678	減少

【目標値設定の根拠等】

- ①調査全箇所での環境基準値の達成を目標とする
- ②町民意識調査結果の地域別で最も高い本郷地域(81.1%)を目安に81.0%を目標とする
- ③町民意識調査結果の地域別で最も高い本郷地域(60.3%)を目安に60.0%を目標とする
- ④成行値は人口減少により一定程度減少するが、分別やリサイクルの徹底により、さらに減少を図る

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
環境に関する出前講座の開催や広報誌等による啓発活動により、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図ります。 また、二酸化炭素削減の取組みの一環として、自然エネルギーを利用した太陽光パネルの設置などに対し、支援を行います。	環境対策事業
廃棄物の減量等推進に関する重要事項について、調査審議するための審議会を設置し、会津美里町一般廃棄物処理計画を策定し、ごみ等の適正処理に努めます。 また、省エネルギーの取組みの一環として、ごみの排出抑制、再使用、再生利用などの啓発活動を通してライフスタイルの転換を図ります。	廃棄物減量等推進事業
家庭から排出される一般廃棄物について、円滑に収集を実施するため、収集日や分別方法を定め周知するとともに、適正にかつ確実に収集運搬を実施することにより、生活環境の保全に努めます。 また、事業所については、一般廃棄物の分別の徹底を指導するとともに、適切な処分について助言を行います。	廃棄物収集運搬事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
町民、団体	山林の所有者(共有を含む)は、自然環境に配慮しながら、森林の維持管理に努めます。	① ③
町民、事業所	自然環境を保全する必要性を認識し、環境保全の取組みに協力します。	② ③
町民、事業所	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減や省エネルギー化に取り組みます。	② ③
町民	リサイクルや再生利用等を心がけ、ごみを出さない工夫をするなど、ライフスタイルの転換を図ります。	④
事業所	事業活動により発生したごみは、適正に分別処理すると共に、再資源化に努めます。	④

施策 1-2 生活基盤の整備

施策の目的

対象	意図
町域	生活に必要な基盤が整う

現状と課題

【現状】

- 町民意識調査の結果からは、住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っているとする町民の割合は約59%であり、半数以上の町民が、生活に必要な基盤が整っていると判断しています。
- 都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)は、旧会津高田町及び旧会津本郷町において策定されていましたが、合併後、会津美里町においてはまだ策定されていません。
- 公園については、新たな整備は行っておらず、既存の公園の維持管理に重点を置いた取組を行っています。
- 町営住宅については、一部の施設で老朽化による居住性の低下や耐震等の問題から、長期的に活用するための修繕や建て替えが必要となっています。
- 適正な管理がなされていない空家が増加し、環境・景観又は防災・防犯等の面で問題となっています。
- 上水道事業については、経年劣化による老朽管が多く存在し、漏水の原因となっており、耐震性の確保や水道水供給の安定性確保、有収率の向上を図るため、更新が必要な状況になっています。
- 汚水処理人口の普及率については、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業により毎年向上しているものの、景気低迷等により接続率が伸び悩んでいる状況にあります。

【課題】

- 都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の策定及び方針に基づく取組
- 公園の適正な利活用及び維持管理に関する町民又は関係団体等との協力体制の構築
- 町営住宅長寿命化計画に基づき町営住宅の居住性と安全性を向上させるための取組、耐用年数を経過した老朽住宅居住者に対する住替えの促進
- 空き家の適正管理の推進、危険空き家等の対策
- 上水道施設の老朽管更新事業計画の策定と更新工事の実施
- 公共下水道事業計画に基づいた整備事業の早期完成と合併処理浄化槽の普及促進
- 公共下水道又は農業集落排水処理施設への接続促進

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っているとする町民の割合	%	59.3	62.0	増加
② 汚水処理人口普及率	%	65.0	72.8	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①年0.5%程度の上昇を見込み、62%を目標とする
- ②公共下水道計画整備区域の早期完成と合併処理浄化槽の普及促進により72.8%を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
都市計画制度に基づく適切な土地利用、建築物等の建築又は広告物等の設置に関して、町民・事業所等に対して法令等に基づく規制管理を行なうとともに、空き家等の適正に管理されていない民間建築物に対し適切な助言・指導を行い所有者等による適正管理を推進します。	都市計画事業
公園等の利用者が安全快適に使用できるよう適正な維持管理を行ないます。 住宅困窮者に対し、所得に応じた低廉な家賃で住宅を供給するとともに、町営住宅長寿命化計画等に基づき、長期に亘って良好な住宅を維持するため修繕・改築等の適切な維持管理を行ないます。	公園管理事業
水質基準に適合する安全な水を供給するため定期的な検査を継続するとともに、耐震性の確保や老朽管等の更新工事を計画的に実施します。	老朽管更新事業
公共下水道、農業集落排水事業への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、公共下水道事業計画に基づいた整備事業及び適正な維持管理を行ないます。	公共下水道施設整備事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	公園、町営住宅、情報通信施設等公共の施設を自らの財産と受け止め、適切に利用するとともに、維持管理に協力します。	①
町民	上下水道への加入・接続及び合併処理浄化槽の設置を行い、水の適切な利用と処理に努めます。	②
町民・事業所	景観や周辺環境に配慮し、法令に基づく適正な建築を行なうとともに、自己の所有する建築物等の適正な管理を行ないます。	—

施策 1-3 交通体系の充実

施策の目的

対象	意図
町民	便利に移動できる
町域	移動できる交通体系が整う

現状と課題

【現状】

- 道路については、町民意識調査の結果から、幅員が狭く歩道が確保されていないといった点に不便を感じている町民が多いという状況にあります。
- 経年劣化による道路や橋梁の老朽化が問題になってきています。
- 公共交通の利用者が年々減少している状況にあります。
- 高齢者や学生など、運転免許を持っていない人の日常生活を支える移動手段として、公共交通は不可欠なものとなっています。

【課題】

- 道路の幅員及び歩道の確保
- 道路や橋梁の適切な維持管理
- 公共交通の利用促進
- 実際の利用や利用者ニーズに合わせた公共交通体系についての検討

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合	%	29.7	27.0	減少
② 公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合	%	13.3	11.8	減少

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の地域別で最も低い新鶴地域(27.0%)を目標とする
- ②町民意識調査結果の地域別で最も低い高田地域(11.8%)を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
良好な道路交通環境を確保・維持するため、道路や橋梁等を修繕計画に基づき補修・改修を行い、町民の道路交通の利便性・安全性を確保します。また冬期間の降雪時の交通障害を解消し、道路交通の安全を確保するため、町道等の除雪を行ないます。	道路維持管理事業
利用者のニーズに合わせた公共交通体系を関係機関と連携し検討するとともに、公共交通事業者を支援し、PR等を通じて公共交通の利用促進を図ります。	デマンド交通システム運行事業補助金交付事務

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	道路等の公共の施設を適切に利用するとともに維持管理に協力します。	①
事業所	利用者のニーズを的確に把握し、安全性を確保しながら、利用しやすい公共交通の運行に努めます。	②

政策２ 安全で安心な暮らしづくり

各施策

２－１ 防災・消防体制の充実

２－２ 交通安全・防犯体制の充実

施策 2-1 防災・消防体制の充実

施策の目的

対象	意図
町民	災害発生時に迅速に対応できる
町民	災害の被害に遭わない

現状と課題

【現状】

- 平成23年に発生した東日本大震災の影響もあり、防火・防災に対する認識度合いは高まっています。
- 地域住民の高齢化や過疎化により、消防団員の担い手が不足するなど、地域の消防力の低下が懸念されています。
- 災害発生時に支援が必要となる災害時要援護者への支援や、地域での防災力の強化に向けた防災組織等の育成が必要となっています。
- 町内全域に防災情報システム設置は完了しているものの、放送内容が聴き取りにくい地区があります。

【課題】

- 消防団員の確保及び再編成
- 消防団員の訓練等への参加による消防技能の向上
- 自主防災組織の育成強化
- 関係機関の連携による高齢者等の避難支援体制の整備
- 聴き取りにくい地区に設置した防災情報システムの調整及び補完対応

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 消防団員数の確保	人	878	830	減少抑制
② 自主防災組織の組織数	組織数	5	20	増加
③ 災害等の発生に対する備えができている割合	%	27.6	33.0	増加
④ 訓練により消防技能が向上した消防団員の割合	%	62.8	68.0	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①過去5年間で平均15人程度減少しており、減幅を半分程度に抑制する数値を目標とする
- ②毎年2地区程度の組織設立を目標とする
- ③町民意識調査結果の過去の結果で最も高い27.6%から約5%増を目標とする
- ④毎年1%程度の増加を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
検閲、幹部大会、出初式等の式典及び消防団活動に必要な各種訓練を実施し、災害時において被害を軽減するため、的確な行動が行えるよう訓練を実施するとともに、団員の確保に努めます。 また、災害発生など必要に応じ、消防署、自主防災組織等との連携を図ります。	消防団員活動事業
有事の際に必要な機器の保守をするとともに、施設、器具について必要に応じ更新を実施し、被害を軽減できるように努めます。	消防施設維持管理事業
消防団員の高齢化や減少地域を中心に、自主防災組織数を増やしつつ地域防災力の向上に努めます。	自主防災組織支援事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
町民	災害の発生に備え、被害の防止や避難の準備に努めます。	③
町民	火災予防に取り組むとともに、火災発生に備え初期消火等の準備を行います。	③
町民	地域が行う災害訓練や火災予防活動に積極的に参加します。	① ② ③
地域(自治区等)	地域の防災体制を構築するとともに、地域内の一人暮らし・高齢者世帯を把握し、災害時に避難支援を行います。	① ② ③
事業所	災害発生時には、行政と連携し、避難誘導及び復旧に取り組めます。	① ②

施策 2-2 交通安全・防犯体制の充実

施策の目的

対象	意図
町民	交通事故・犯罪に遭わない
町域	交通事故・犯罪の予防が施されている

現状と課題

【現状】

- 交通事故(人身)は平成26年度で34件と減少傾向にはあるものの、高齢者による事故の割合は増加しております。
- 平成26年度の犯罪は78件発生しており、減少傾向にはあるものの、更なる防犯活動への取り組みが必要となっております。
- 平成26年度の電話等による巧妙な詐欺は、町内でも3件発生し、県内では倍増している状況にあります。

【課題】

- 町民への交通安全教室の開催及び交通安全施設の整備
- 高齢者を対象とした運転免許証の自主返納の促進
- 空き巣や車上狙いの防止を目的とした巡回活動や注意喚起
- 消費者問題に対応するための相談窓口の充実

目標値(成果指標)

	指標名	単位	現状値	目標値	方向性
①	交通事故(人身事故)の発生件数	件	33	25	減少
②	運転免許証の自主返納者数	人	62	89	増加
③	犯罪の発生件数	件	78	59	減少
④	防犯に気を使った生活をしている町民の割合	%	85.2	85.2	維持

【目標値設定の根拠等】

- ①過去5年間で8件減少しており、同程度減少する数値を目標とする
- ②過去5年間にける最大の返還者数(平成24年度の実績値)を目標とする。
- ③犯罪件数は下げ止まりつつあるが、過去4年間の減少数(38件)の半数(△19件)を目標とする
- ④町民の防犯意識は過去5年間で最大となっているため、これを維持することを目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
地域の防犯意識の高揚を図るため、警察署や関係機関と連携し、夜間や祭礼等での巡回指導を実施します。 犯罪等を抑制するため必要となる防犯灯については、更新にあわせ設置場所の適正化を図るとともに、その長寿命化を図ります。	防犯対策事業
交通安全への意識の高揚を図るため、通常より警察署、交通関係団体と連携し、交通安全意識の啓発に努め、交通事故の撲滅を目指します。 特に、児童生徒を対象とした小中学校での交通教室については、交通教育専門員の協力により実施するなど、地域や学校等と連携した教育環境を整備します。	交通安全街頭指導事業
高齢の運転手が事故を起こすケースが増加傾向であることから、高齢者を対象とした運転免許証の自主返納の取組みを行います。	運転免許自主返納支援事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
町民	交通事故防止のため、各種法令や交通マナーを遵守します。	① ②
町民	犯罪に遭わないよう自らの身の回りに気を付けて生活するよう努力します。	③ ④
町民	地域等が実施する交通安全活動、防犯活動に積極的に協力します。	① ② ③ ④
地域、事業所	交通安全活動、防犯活動を行うとともに、犯罪をおこしにくい環境づくりを推進します。	① ② ③ ④

政策３ 健やかで人にやさしいまちづくり

各施策

- ３－１ 保健体制の充実と医療の確保
- ３－２ 高齢者福祉の充実
- ３－３ 子育て支援の充実
- ３－４ 障がい者福祉の充実
- ３－５ 支え合い尊重される社会の実現

施策 3-1 保健体制の充実と医療の確保

施策の目的

対象	意図
町民	健康の維持増進を図る

現状と課題

【現状】

- 生活習慣病による死亡率が県平均より高く、医療費も増加傾向にあります。
- 特定健診、各種検診の受診率は伸び悩んでおり、目標値に及ばない状況にあります。
- 特定保健指導の実施率が県平均より低い状況にあります。
- 核家族の増加や社会状況の変化により、育児に不安をかかえる家庭が増加しています。
- こころの健康についての相談案件が増加しています。
- 救急医療体制の確保が困難な状況にあります。

【課題】

- 生活習慣病の予防と健康増進についての意識向上
- 健(検)診受診率の向上
- 保健指導の実施率向上と健康教育の充実
- 母子保健事業の充実と育児不安の軽減
- 精神保健事業の充実
- 地域医療体制の充実

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 施策「3-1保健体制の充実と医療の確保」に関する満足度	%	66.5	72.0	増加
② この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	95.4	100.0	増加
③ 特定健康診査受診率	%	50.2	60.0	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の地域別で最も高い本郷地域（71.4％）を目安に72.0％を目標とする
- ②現状値で国の目標値である95.0％を既に満たしているため、それを超える100％を目標とする
- ③市町村国保の目標値である60％を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
子どもを安心して産み育てるために、妊婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育て不安の解消を図り、健やかな子育て環境の整備に取り組めます。 生涯にわたる健康な心身の基盤をつくるため、関係機関等の連携により、子どもたちの健康づくりを推進します。	乳幼児健康診査・相談事業
いきいきとした毎日の暮らしと疾病の予防をめざし、生活習慣の改善や健診、保健指導等を通じ、町民の自主的な健康づくりを支援します。 こころの健康についての正しい知識の普及啓発に努め、地域社会とのよりよい関係の構築に取り組むとともに、相談体制の充実に努めます。	特定健康診査等事業
各関係機関等との連携により、地域の健康づくり、医療体制の確保に努めます。	地域医療整備事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	自分の健康や生活習慣を見直し、自主的な健康づくりに取り組みます。	① ③
地域（団体、事業者）	行政、関係機関等と連携し、町民の健康づくりを支援します。	① ③
町民	乳幼児健康診査・健康相談の重要性を認識し、子どもの健康管理や子育てしやすい環境づくりに努めます。	②
町民	健康や疾病について相談できる「かかりつけ医」を持つように努めます。	① ③

施策 3-2 高齢者福祉の充実

施策の目的

対象	意図
高齢者	安心して暮らせる

現状と課題

【現状】

- 町民意識調査の結果からは、日常生活で不安や悩みがある高齢者の割合が60.7%となっています。
- 平成25年度に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」の結果では、介護・介助を必要としている方が全体の17.6%となっており、85歳以上では約半数の人が介護・介助を必要としています。
- 高齢者の生活を支援するため、老人福祉施設や老人保健施設の充実を含め、介護保険事業の安定的運営を図りながら、医療と介護の更なる連携が必要となっています。
- 介護を必要とする人、高齢者やひとり暮らしの世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、介護サービスの利用が増大しています。
- 高齢化率は今後も上昇するものと推計され、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向になると想定されるため、高齢福祉サービスの事業費の増加が見込まれます。
- 「福島県一認知症に優しい町」を目指しており、認知症になっても安心して生活していくことのできる支援体制の充実が求められています。

【課題】

- 地域における高齢者に対するサポート体制の強化
- 介護予防の推進
- 介護施設の充実
- 地域包括ケアシステムの充実
- 在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備
- 高齢者福祉サービス体制の確保及び充実
- 認知症施策の推進

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 日常生活で不安や悩みがある高齢者の割合	%	60.7	51.0	減少
② 要介護の高齢者の割合(要支援を除く)	%	17.1	18.2	増加の抑制
③ 認知症サポーターの数	人	2,384	3,240	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の過去の結果で最も低い(51.1%)を目安に51.0%を目標とする
- ②成行値としては、18.9%まで増加が予測されるが、18.2%まで抑制することを目標とする
- ③平成27年6月30日現在人口(約21,600人)の15%を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
関係機関と連携を図りながら、見守り活動を行い、高齢者が安心安全に生活を送ることができるよう在宅福祉サービスの充実を推進します。	高齢者安否確認事業
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の整備に努めます。 また、高齢者の生活機能の維持向上を図るため、高齢者のうんどう習慣化を図り介護予防事業の強化に努めます。	地域介護予防活動支援事業
「福島県一認知症に優しい町」を目指し、認知症の早期発見、早期治療、また、認知症になっても安心して生活していくことのできる体制作りや認知症サポーターを養成することなどで正しい知識の普及等啓蒙、啓発事業に取り組めます。	介護予防普及啓発事業(認知症予防教室)

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
町民・地域	近所の高齢者とのつきあいを深め、日常生活の中での見守りに努めます。	① ③
町民	高齢者は、自身の自立生活のために積極的に社会参加を行うとともに、要介護状態にならないよう予防うんどう等に取り組めます。	① ②
地域(事業所)	近所のひとり暮らし高齢者などへの見守りに努め、行政、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、高齢者の生活への支援に努めます。	①

施策 3-3 子育て支援の充実

施策の目的

対象	意図
子育てをする人	安心して子どもを育てることができる

現状と課題

【現状】

- 子ども達の健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに取り組んでいます。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、町立保育所が4ヶ所・町立幼稚園が2ヶ所（うち幼保一体型施設2ヶ所）、私立幼保連携型認定こども園が1ヶ所ありますが、宮川小学校区には幼稚園がありません。
- 核家族化の進行と親の共働き世帯の増加により、特に3歳未満児の保育所への入所希望が増加傾向にあります。
- 新鶴幼稚園施設が老朽化しています。
- 子育て支援センターでは、ひろば事業や一時保育等を行いながら子育て相談や親同士の交流の機会を提供しているとともに、ホームスタート事業やファミリーサポート事業に取り組んでいます。一時保育の0歳児の受け入れの要望がでています。
- 4年生以上でも学童保育の希望があります。
- 多子世帯に対する保育料の軽減を行っています。

【課題】

- さくら・ひまわり保育所の統合並びに認定こども園化
- 新鶴幼稚園の改築並びに本郷・新鶴地域幼児施設の認定こども園化
- 子育て支援センターの充実
- 児童クラブの対象年齢の拡大

目標値（成果指標）

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 子育てしやすい環境（育児や保育などのまちだと思ふ人の割合）	%	71.3	76.0	増加
② 児童クラブの対象年齢の拡大が完了した児童クラブ数	ヶ所	0	4	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の現状値よりも5%増加を目標とする
- ②小学校4年生以上の学童保育が、4ヶ所全ての児童クラブで行われることを目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
宮川小学校区での乳幼児数の減少、幼児施設の老朽化、幼稚園がない等の現状を踏まえ、より利用しやすい施設の整備を図るため、さくら・ひまわり保育所の統合・認定こども園化を進めます。	宮川こども園(仮称)整備事業
新鶴幼稚園の老朽化に伴い、施設を改築するとともに、本郷・新鶴地域幼児施設の認定こども園化を進めます。	新鶴幼稚園改築事業
子育て支援センターで実施しているひろば事業やファミリーサポート事業などの取り組みを継続するとともに、一時保育の対象年齢拡大等の町民ニーズの高い子育て支援サービスの向上に努めます。	子育て支援センター運営事業
安心して子育てできる環境を整えるため、児童クラブの対象年齢拡大等を図ります。	児童クラブ運営事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
親	親としての自覚と責任を持って子育てを行います。	①
町民	地域全体で子どもを育てるという認識を持つよう努めます。	①

施策 3-4 障がい者福祉の充実

施策の目的

対象	意図
障がい者	自立して暮らせる

現状と課題

【現状】

- 障がい手帳所持者の人口に占める割合は約8%で、その内、障がい福祉サービス利用者は、約9%となっております。
- 共同生活援助、就労継続支援サービスの利用が増加傾向にあります。
- 道路の段差解消や公共施設等のバリアフリー化が進んでいない状況にあります。
- 親の高齢化により、将来の生活に不安を抱えている人が増加しています。
- 障がいのある子どもたちの個性と能力を伸ばすことができる教育を進めていくため、保育所・幼稚園・学校等において障がい児の受入れを行っています。

【課題】

- 障がい者のニーズを踏まえ、制度やサービスに関する情報を提供し、日常生活の中で地域住民が協力できる体制づくり
- 就労支援の充実、事業所の理解促進
- 施設のバリアフリー化
- 障がい児に配慮した支援体制の充実

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 障害者総合支援法によるサービス利用者数	人	3,263	3,680	増加
② 就労継続支援事業の利用者数	人	67	73	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①過去の利用実績を基本に、増加率13%を目標とする
- ②過去の利用実績を基本に、増加率9%を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
福祉・保健・教育などの関係機関及び福祉サービス事業者と連携し、総合的な相談支援体制の強化、障がいのある子どもの支援体制の確保、福祉サービスの充実を図ります。また、福祉的就労の場の提供、事業所への働きかけなどを行い、就労の促進を図ります。	自立支援給付事業
障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の能力及び適正に応じた支援を効率的・効果的に実施できるよう努めます。また、施設のバリアフリー化や福祉サービスに関する情報提供に努めます。	地域生活支援事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	障がい者を正しく理解、尊重し社会参加への協力、支援に努めます。	① ②
事業所	関係機関と連携し、障がい者を正しく理解、尊重し雇用環境の向上に努めます。	① ②
福祉サービス事業者	障がい者の自立した生活を支える、在宅サービス及び施設サービスの安定供給を行います。	① ②
障がい者	自立した生活を行えるように、福祉サービスの適切な利用に努めます。	① ②

施策 3-5 支えあい尊重される社会の実現

施策の目的

対象	意図
町民(法人・事業所も含む)	互いに支え合い、自立して暮らすことが出来、誰もが社会の中で等しく尊重される。

現状と課題

【現状】

- 少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家庭で行われてきた子育て力や介護力が低下してきています。
- 町民同士のつながりの低下や高齢化の進展、ひとり暮らしの増加などにより、日常生活で隣近所など地域での手助けを必要としている方のうち、約37%の方が手助けを受けていない状況にあります。
- 人権に関する定期的な相談会の開催や、人権教育などを実施していますが、町民意識調査の結果、人権を侵害されても約26%の人がどこにも相談しない状況にあります。
- 町民意識調査の結果、「習慣やしきたり」による男女の不平等感を感じている人の割合が、平成24年度から変わらず3割近くとなっており、男女共同参画の意識の浸透が図られていない状況にあります。

【課題】

- 町民と町、関係機関、団体等の連携による地域福祉推進の体制づくり
- 個人情報保護しながら支援が必要な人を発見し、対応できる仕組みづくり
- 人権に関する相談窓口の充実
- 虐待防止のネットワーク強化
- 多様化する人権問題に対応した町民への啓発活動
- 事業所に対する啓発活動

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 必要な時に隣近所など地域で支えあって生活している町民の割合	%	63.5	67.0	増加
② 人権を侵害されたことがある割合	%	13.0	10.0	減少

【目標値設定の根拠等】

- ②町民意識調査結果の過去5年の上昇率が2.5%であり、今後5年間の上昇率(3.0%)を目標とする
- ②町民意識調査結果の過去の結果で最も低い(10.0%)を目標とする

計画期間中の町の主な取り組み

取り組み内容	主な事務事業
町民同士では支えきれない悩みや問題に対応するため、社会福祉協議会や民生児童委員などの関係機関と連携し、地域福祉推進の体制づくりに努めます。	社会福祉協議会補助金交付事務
町民・家庭・事業所など、それぞれの立場でお互いの人権を尊重しあう社会へ向けての継続的な人権啓発活動と、人権の重要性や人権を正しく理解してもらうための人権教育の推進や、相談窓口の充実を図ります。	人権啓発活動活性化事業
「会津美里町地域見守りネットワーク事業」や「虐待防止ネットワーク事業」の充実を図り、関係機関との情報共有や、見守り活動を行い権利擁護に努めます。	虐待防止に関する事務事業
家庭・職場・地域社会・学校等あらゆる場において、男女共同参画の視点を反映させた取り組みや環境整備が図られるよう情報提供や活動支援に努めます。	男女共同参画推進事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	波及する指標
町民	地域の活動に参加するとともに、日頃から身近な相談相手を作っておくよう努めます。	①
町民	人権について理解を深め、一人ひとりの人権を尊重します。	②
地域	地域住民の交流の機会を設けたり、人権侵害の防止と早期発見に努めます。	① ②
事業所	町やボランティア団体等の活動について、従業員への情報提供に努めるとともに、情報交換や連携を図ります。	①
事業所	一人ひとりの人権を尊重した職場環境の整備を行います。	②

政策４ 元気と賑わいのある産業づくり

各施策

- ４－１ 農業の振興
- ４－２ 林業の振興
- ４－３ 観光の振興
- ４－４ 商工業の振興

施策 4-1 農業の振興

施策の目的

対象	意図
農業者(個人・組織)	安定した農業経営がなされる
農地	保全される

現状と課題

【現状】

- 水稻栽培が主体であるため米価下落等による農業経営への影響が大きくなっています。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足により、集落の維持や農地の荒廃が懸念されます。
- 認定農業者数は増加しています。
- 原子力発電所事故により飛散した放射性物質によるさまざまな影響があります。
- 環境の変化により今まで出沒しなかった地域に有害鳥獣の被害が拡大しています。

【課題】

- 水稻栽培の効率化や複合経営化の推進
- 農地の保全及び耕作放棄地の解消と発生防止
- 新規参入者・担い手に対する支援及び営農経営資金の斡旋・援助の推進
- 六次産業化の支援
- 原子力発電所事故に起因する農畜産物の風評への対策
- クマやイノシシなど有害鳥獣被害への対策の強化

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 認定農業者数	経営体	235	276	増加
② 農業振興地域内の耕作放棄地	ha	92	92	維持
③ 農業総収入	千円	4,905,456	5,155,000	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①H28までの増加分以降は、毎年2経営体の増加を目標とする
- ②成行値としては増加が予想されるが、継続的な再生作業に取り組むことで現状維持を目標とする
- ③成行値としては減少が予想されるが、毎年1%の増加を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
農業所得の向上を図る方策の一つとして、農産物に付加価値を付け加工・販売する六次産業化に取り組む農業者を支援します。	六次産業化支援事業
農地の利用状況調査を行い、耕作放棄地を確認すると共に所有者等の意向調査を実施し、再生作業への取り組みを担い手農家に仲介するなど農地の集積化を図ります。	耕作放棄地解消事務
町の基幹産業である農業へ新たに就農する場合や地域の担い手として意欲ある農業者を支援します。	農業担い手支援事業
安定した農業経営がなされるために、水稻栽培効率化に向けた方策の構築、経営体に応じた望ましい複合経営の提示、需要に応じた有利な営農経営資金を斡旋します。	がんばる農業応援事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
農業者	農地を活用し農産物を生産します。	① ② ③
農業者	農地の保全に努めます。	① ② ③
団体（JA等）	農業生産を支援します。	① ② ③
団体（地域）	農村コミュニティの維持管理に努めます。	① ② ③

施策 4-2 林業の振興

施策の目的

対象	意図
森林施業者	森林施業が順調に行われている
特用林産物	円滑な生産及び流通が行われている

現状と課題

【現状】

- 森林の「所有者が分からない」「林業に興味がない」「境界が定まらない」ことにより、森林が荒れ整備が進まない状況にあります。
- 木材価格の低迷や林産物の価格が安く、生産意欲が低下している状況にあります。
- モニタリング検査の負担から特用林産物の生産・出荷が減少傾向にあります。

【課題】

- 森林の所有者や境界の整備
- 林業施業者の作業効率を上げるため補助事業を活用した施設や機械の整備
- 森林資源(間伐材など)の活用
- モニタリング検査の簡素化

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 森林保全を目的とした施業面積	ha	220	242	増加
② 生しいたけの生産量	kg	67,041	67,100	維持

【目標値設定の根拠等】

- ①現状値の10%増を目標とする
- ②成行値は減少が予測されるが、意欲ある生産者の育成支援により現状維持を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
木材の需要の拡大、効率的な地域材の生産・供給体制の構築のため、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入等を支援します。	森林整備加速化・林業再生事業
森林所有者等による施業の集約化や森林施業の実施に不可欠な森林情報の収集、所有者との合意形成、境界確認等の地域活動について支援します。	森林整備地域活動支援交付金
特用林産物の生産環境整備や生産技術について関係機関と連携を図りながら意欲ある林業者を支援します。	特用林産物振興支援事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
事業所	林業事業に係る施設や機械の整備	①
町民・団体・事業所	森林所有者、境界の確定	①
生産者	特用林産物の出荷に伴うモニタリング検査の行なう	②

施策 4-3 観光の振興

施策の目的

対象	意図
観光客	多くの方が町に訪れる
町民	おもてなしの心が醸成されている

現状と課題

【現状】

- 観光資源の磨き上げが十分でない状況にあります。
- 観光客にアピールする商業施設や宿泊施設等が十分でない状況にあります。
- 広域観光連携事業では訪日外国人受入に力を入れているところですが、本町における実績は把握できていない状況にあります。
- 観光情報の発信が不足している状況にあります。
- 観光ガイドのニーズは増加傾向にありますが、育成等が十分でない状況にあります。
- 温泉施設の耐用年数到達年は、新鶴温泉健康センターが平成33年、ほっとぴあ新鶴が平成43年、高田温泉あやめの湯及び本郷温泉湯陶里が平成37年となっています。また、温泉の運営は、原油価格の上昇等に伴う光熱費の増加や消費税率改定以降の入館者数の減少などにより、厳しい状況にあります。

【課題】

- 観光資源の整理及び新たな資源の磨き上げ
- 観光客受入体制の整備及び周辺市町村との連携推進
- 訪日外国人受入体制の整備及び誘客事業の推進
- 情報発信媒体活用による適時的確な観光情報の発信
- 観光ガイドの育成及び町民参加の促進
- 会津美里町温泉施設利活用処分方針等に基づく温泉施設等の整理統合

目標値(成果指標)

	指標名	単位	現状値	目標値	方向性
①	観光客数	万人	205	210	増加
②	観光ガイドの回数	件	56	70	増加
③	観光案内件数	件	38,067	41,900	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①着地型観光を目指し、毎年1万人程度観光客の増加を目標とする
- ②ガイド数を増やすなどの強化策を実施し、年間約2件の増加を目標とする
- ③現状値から、毎年約2%増を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
観光資源の整理及び新たな資源の磨き上げを行い、町の魅力について常に情報を発信すると共に、観光ガイドの育成や町民参加を促進し、観光客受入体制の充実を図ります。	観光対策事業
観光情報発信や受け入れ体制について、周辺市町村等との連携を強化しながら、訪日外国人受入体制の整備を含めた誘客事業を進めます。	観光誘客事業
温泉等の施設を適切に管理するとともに、会津美里町温泉施設利活用処分方針等に基づく温泉施設等の整理統合を進めます。	温泉施設等整備事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
団体・町民	観光イベントや観光ガイド活動等に参加すると共に、おもてなしの心で迎える仕組みづくりに努めます。	① ② ③

施策 4-4 商工業の振興

施策の目的

対象	意図
商工業者	安定した経営がなされる
雇用を希望する人	雇用される

現状と課題

【現状】

- 経営者の高齢化が進み後継者不足が顕在化しており、商店街機能の低下が懸念される状況にあります。
- 当町の就業構造は、(2010国勢調査)第1次産業が18.0%第2次産業が26.1%第3次産業が55.7%分類不能0.20%という現状であります。
- 会津地域の有効求人倍率の平成13年度から平成22年度までの10年間平均では、0.54倍だったものが、震災以降平成23年度0.63倍、平成24年度0.91倍、平成25年度0.94倍、平成26年度1.14倍と大きく改善しています。これは、復興事業に起因するところが大きいものと考えられます。

【課題】

- 商店街機能の維持充実
- 後継者育成及び事業承継
- 起業の支援
- 雇用環境の維持

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 製造品出荷額等	百万円	18,840	20,393	増加
② ハローワーク会津若松管内の有効求人倍率	倍	1.09	1.00	減少の抑制
③ 商業店舗数	店舗	219	219	維持

【目標値設定の根拠等】

- ①国の経済成長率と同様の年2%増加を目標とする
- ②復興関連事業の終了に伴い低下が予想されるが、一定程度に抑制することを目標とする
- ③成行値としては、後継者不足から減少が予測されるが、現状を維持することを目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
商店街機能の充実を図るため商店等の後継者育成並びに、事業承継をするための事業紹介等を行うと共に、起業家の支援も含めて商店街の活性化に寄与する活動に取組みます。 さらに、商工会など関係機関との連携を強化し、市街地の賑わい創出、商工業の担い手の育成、買い物弱者対策などを講じながら、商工業環境の充実に努めます。	商工振興事業
企業誘致を進め、雇用の場の確保と創出に努めます。	企業誘致促進事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町内商工業者・商工会	地元商工業者の担い手育成等商工業者の安定経営のための取組みを強化し、併せて地域のニーズを捉えた魅力ある商店を目指し賑わい創出に取り組めます。	①
町民	商店街等のイベントに参加すると共に、町内商店等を積極的に利用します。	②

政策５ 学びあい未来を拓く人づくり

各施策

５－１ 子ども教育の充実

５－２ 生涯学習の充実

５－３ 生涯スポーツの充実

５－４ 地域文化の振興

施策 5-1 子ども教育の充実

施策の目的

対象	意図
子ども(乳幼児・児童・生徒)	「知・徳・体」バランスのとれた人間性と社会性を身につける

現状と課題

【現状】

- 生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を備えた子どもの育成に努めています。
- 幼・保・小・中の連携の強化に取り組んでいます。
- 子どもの体力・運動能力の低下に併せ、肥満傾向にあることも懸念されています。
- 年次計画により、学習環境等整備(施設・設備の整備及び人的配置)を行っていますが、近年スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの需要が拡大しています。
- 学校給食施設・設備が老朽化しています。
- 学校運営や教育活動に対する地域の人材資源を活かすための仕組みが十分でない状況です。

【課題】

- 教員・教諭・保育士の指導力向上
- 知・徳・体バランスのとれた子どもの育成
- 個に応じた指導をより充実させるための支援体制の構築
- 学校施設の改修・整備及び学校給食施設の統合
- 子どもの教育について地域の人材を活用するなど地域全体で支える仕組みづくり

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 体力・運動能力テストの点数(小学6年生)	点	61.0	63.0	増加
② 体力・運動能力テストの点数(中学3年生)	点	48.2	52.0	増加
③ 標準学力検査(N・R・T)の偏差値(小学6年生)	—	54.8	56.0	増加
④ 標準学力検査(N・R・T)の偏差値(中学3年生)	—	49.1	53.0	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①現状値が国、県平均値より高いため、現状値からの増加を目標とする
- ②全国平均値を目標とする
- ③現状値よりも増加を目標とする
- ④現状値よりも増加を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
幼・保・小・中連携のもと、各種講演会や研修を実施するとともに、授業研究を充実させ、指導力の向上を図ります。	教育研究事業
知徳体バランスの取れた子どもの育成に努めます。 ・「みさとの教え」「みさとの学び」を実践し確かな学力を身につけさせます。 ・体験学習を通し、豊かな心を育みます。 ・幼児期における運動遊びや体育の授業を充実させ、健康な体づくりに取り組みます。	小、中学校スポーツテスト事業
一人ひとりを大切にした教育を実践するために、支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を継続するとともに、子どもや学校のニーズに即した支援体制をより充実させます。	特別支援教育支援員配置事業
老朽化した学校施設の改修や、学校給食施設の統合を計画的に進めるとともに、子どもの教育について、地域の人材を活用し地域全体で支える仕組みをつくるなど、教育環境の整備に努めます。	教育施設管理、運営事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
家庭	「家庭は教育の原点である」という認識に立ち、基本的な生活習慣を身につけさせます。	① ② ③ ④
幼稚園・保育所・学校	教育環境の整備・充実を図り、教員、教諭、保育士の資質の向上に努めます。	① ② ③ ④
地域	「地域ぐるみで子どもを育てる」という意識を共有し、地域ぐるみで学校を支援し、子どもの成長を支えます。	—

施策 5-2 生涯学習の充実

施策の目的

対象	意図
町民	生涯にわたり目標をもって学習する

現状と課題

【現状】

- 生涯学習の推進については、公民館を中心に展開しており、地域に根ざした事業や活動が行われていますが、学習参加対象者が限られている傾向にあります。
- 学習機会が平日に多いことから高齢者の参加が多く、若年層の学習ニーズに対応した機会の提供が十分にできていない状況にあります。
- 複合文化施設建設に合わせて公民館施設・事業等の統合整理について、洗い出しによる現状の把握を行っております。
- 町民意識調査の結果からは、目標を持って何らかの学習を行っている町民の割合が約39%となっております。
- 家庭教育への支援が十分にできていない状況にあります。

【課題】

- 多様化・高度化する町民の学習意欲に対応できる推進体制の構築
- 文化団体等の活動内容について紹介し、町民への学習機会や学習内容の周知
- 複合文化施設建設に合わせた公民館事業等の統合整理
- 複合文化施設を活用して、町民ニーズに対応したプログラムの検討
- 家庭での教育力の向上を目指し講座等の充実

目標値(成果指標)

	指標名	単位	現状値	目標値	方向性
①	目標を持って学習を行っている町民の割合	%	38.6	43.0	増加
②	生涯学習講座の参加者数(延べ人数)	人	7,729	8,000	増加
③	公民館図書等の貸出数	冊	10,179	18,800	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の年齢別で最も高い(43.0%)を目標とする
- ②人口減少に伴い成行値は減少が予測されるが、現状値より増加を目標とする
- ③5年後には、人口一人当たり一冊を目標とする。

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
町民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するために、各種教育機関や各種関係団体等と連携を強化し町民ニーズに対応できる推進体制の整備充実を図ります。	家庭教育開設事業
広報紙やホームページ等を活用し、文化団体等の活動内容等を紹介し町民への学習機会や学習内容の情報を提供します。	文化祭開催事業
複合文化施設建設により、「公民館」については、現在の3公民館と7地区公民館を統合廃止し、複合文化施設に置く新たな会津美里町公民館1館とします。また、各公民館事業で、同じような事業を一本化し、町民ニーズに対応した学習効果の高い講座や教室等の開催と学習発表の機会の充実を図ります。	公民館活動事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	自ら進んで学習するとともに、学習成果を地域づくりに活用します。	① ②
団体	情報提供と呼びかけにより仲間づくりを推進します。	① ②
事業所	町民や地域の学習活動に参加・協力をします。	① ②

施策 5-3 生涯スポーツの充実

施策の目的

対象	意図
町民	生涯にわたりスポーツを行っている

現状と課題

【現状】

- 健康への関心が高まっているが、スポーツを行っている町民は一部に限られており、全町的・継続的なスポーツ活動につながっていない状況にあります。
- 町民意識調査の結果からは、スポーツを行っている(1週間に1回程度以上運動やスポーツを行っている)町民の割合は約30%となっております。
- 総合型地域スポーツクラブが設立され、会員数が増加傾向にあります。
- スポーツ大会、講習会等の参加者、また各種加盟団体の会員数についても減少傾向にあります。

【課題】

- 関係機関団体と連携し、気軽に継続的に親しむことのできるスポーツ事業の推進
- 種々のスポーツ事業に取り組んでいる「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、活動機会の充実
- スポーツ指導者の育成と発掘
- 多くの町民がスポーツに参加できる環境づくり

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 実際にスポーツを行っている人の割合	%	29.6	34.5	増加
② スポーツ施設の利用者数	人	131,924	134,500	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①年間1%の増加を目標とする
- ②人口減少により成行値としては減少するが、現状値より増加を目標とする

計画期間中の町の主な取り組み

取り組み内容	主な事務事業
誰でも気軽にスポーツ活動に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブとの連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室の充実を図ります。	ふれあいウォーク開催事業
スポーツ推進委員等の指導者育成を図るため、研修会等に参加し、専門的な知識・技術の習得を図ります。	スポーツ推進委員活動事業
スポーツ施設や設備の定期的な保守点検を実施し適正な維持・管理に努め、いつでも安心して利用できる環境づくりを行います。	体育施設維持管理事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取り組み	波及する指標
町民	町主催または地域主催等のスポーツ事業に参加します。	① ②
町民	健康の維持と体力向上のため目標を持って運動します。	① ②
団体、事業所	スポーツイベントの開催やスポーツ活動を推進します。	① ②

施策 5-4 地域文化の振興

施策の目的

対象	意図
文化財・地域文化	保存・活用される
町民	文化財や歴史に親しむ機会を持つ

現状と課題

【現状】

- 文化財を保管する場所が点在しているとともに、文化財に適した環境での保存がなされているとはいえない状況にあります。
- 町内には数多くの文化遺産が残されていることから、地域住民の歴史に対する関心の度合いが高いといえます。
- 文化財の所有者や伝統芸能を継承する担い手の高齢化と減少が進んでおり、後継者の確保と保存意識の啓発、地域住民の理解と協力が重要となっています。
- 少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域の伝統文化や行事等の存続が危ぶまれています。
- 文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針が定められていません。

【課題】

- 文化財を適切に保存するための環境整備
- 地域の歴史や文化財に親しむことのできる機会の充実
- 文化財所有者・管理者の保存意識の啓発と地域住民の理解と協力
- 無形民俗文化財など地域文化の継承に向けた教育の充実や地域の連携・強化、後継者の育成
- 「歴史文化基本構想」の策定

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 町内文化財の保存・活用事業の件数	件	73	94	増加
② 地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数	人	710	950	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①現状値より増加を目標とする
- ②人口減少により成行値としては減少するが、現状値より増加を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
全国有数の重要な中世山城跡である「向羽黒山城跡」を保存し、永く後世へ伝え、町民をはじめ多くの方々が親しみ活用できる史跡として調査整備を行います。	向羽黒山城跡調査事業
町内に存する文化財の調査・研究を進め、それらの成果を広く発信するとともに文化財への理解を深めるため、文化財を活用した事業や啓発を行います。	歴史と文化の里づくり事業
文化財の適正な保存と地域文化継承のため、所有者・管理者の保存意識の高揚を図り、保存活動に対し支援をします。	地域文化振興補助事業
文化庁が策定を推進している、地方公共団体の文化財保護に関するマスタープランともいえる「歴史文化基本構想」を策定し、文化財の有効に努めます。	文化財調査事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	地域の文化財に親しむとともに、地域の行事に積極的に参加するように努めます。	① ②
地域・団体	文化財の保護・保全に協力し、地域の伝統芸能や伝統行事の保存継承に取り組みます。	① ②
文化財の所有者・管理者	文化財の適正な保存とともに、多くの人々が文化財に触れる機会の提供に努めます。	① ②

政策6 魅力と個性のある地域づくり

各施策

6－1 地域活動の推進

6－2 多様な交流と連携の推進

施策 6-1 地域活動の推進

施策の目的

対象	意図
町民	地域活動へ積極的に参加する
集落(自治区)	機能が維持される

現状と課題

【現状】

- 地域活動への参加者が減ってきている。特に、若い世代の参加者が減っている状況にあります。
- 参加者が少ないため、地域の伝統的な祭りや行事、イベントなどの実施が難しくなっています。
- 少数特定の住民に地域活動に関する負担が生じている状況にあります。
- 高齢者や子どもの見守り等、地域が果たしてきた役割ができなくなっています。
- 人数規模が小さく満足な地域活動ができない集落(自治区)が発生している状況にあります。

【課題】

- 地域活動への積極的な参加の促進
- 若い世代が地域活動に積極的に参加するための環境整備
- 特定の住民の地域活動に関する負担軽減
- 誇りもてる伝統文化・慣習等の次世代への継承
- 集落(自治区)間・地域間の連携強化

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 地域活動に参加している町民の割合	%	48.1	55.0	増加
② 地域活動の推進に満足している町民の割合	%	47.4	55.0	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の地域別で最も高い新鶴地域(55.0%)を目標とする
- ②町民意識調査結果の地域別で最も高い本郷地域(55.0%)を目標とする

▶ 計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
町民の地域活動への参加意識を高め、特に若い世代が積極的に参加しやすい環境整備を進めます。	町民活動支援事業
地域間及び地域内住民の連帯感を深め、地域の課題解決に向けた取り組みを町民と協働で行います。	協働のまちづくり推進事業

▶ 施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
町民	地域活動に積極的に参加し、地域コミュニティの維持を図ります。	① ②
町民・地域	地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けた取り組みを町と協働で行います。	① ②

施策 6-2 多様な交流と連携の推進

施策の目的

対象	意図
友好姉妹都市や他の都市	良好な関係を継続又は構築する
大学	知の活用を図る
町外の人	本町に定住する

現状と課題

【現状】

- 平成20年度から福島大学と相互友好協力協定を結んでおり、町の課題解決に大学の知を活用しております。
- 姉妹都市榎葉町との交流については、東日本大震災時の避難者の受け入れなど、良好な関係が続いておりますが、震災の影響により以前よりも交流事業が少なくなっております。
- 友好都市台東区との交流については、相互のイベントへの参加など、町のPRや観光事業等を主に実施し、良好な関係が続いております。
- 他の都市とも各種イベントへの相互訪問による交流や商工会や観光協会等が主体となつての交流等が行われております。
- 住宅団地については、販売に至っていない区画が残っている状況にあります。

【課題】

- 町の政策課題と大学の研究テーマの整合性
- 榎葉町の復興に合わせた交流事業の再構築
- 観光振興や災害時応援協定締結の観点からの、新たな都市交流の必要性
- 友好姉妹都市や他の都市との構築された交流に対して、二地域居住の機能を活用した定住の促進
- 二地域居住事業の推進による、定住人口の増加

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 多様な交流と連携の推進の町民満足度	%	48.7	60.0	増加
② 姉妹都市、友好都市協定締結件数	件	4	5	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の地域別で最も高い本郷地域(60.0%)を目標とする
- ②計画期間中1件の増加を目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
町の政策課題と大学の研究テーマの整合性を図りながら、積極的に大学の知を活用し、町の課題解決に取り組みます。	大学連携事業
友好・姉妹都市との友好関係を継続しながらも、観光振興や災害時応援協定などの観点からの新たな都市交流を促進していきます。	都市交流推進事業
現役世代が会津管内で就業する機会及び情報発信を行い、転出者の抑制を行うとともに、Uターン者の二地域居住とIターン者の定住を図りながら、定住人口増加に取り組みます。	定住・二地域居住促進事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	姉妹・友好都市等との交流事業に積極的に参加し、地域の魅力を発信するとともに、継続的な交流に努め、転入者の受入をサポートします。	① ②
団体	商工会や観光協会などの関係団体は、交流機会を企画し、積極的な民間レベルの交流を図ります。	① ②

～政策実現のための基盤～

町民に信頼される行政の推進 (行政改革大綱)

- 1 健全な財政運営の推進
- 2 効率的な行政運営
- 3 町民参加の推進

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、施策別基本計画や重点プロジェクトを実現するために取組むものですが、内容については施策別基本計画と同様に整理しております。

1 健全な財政運営の推進

目的

対象	意図
町の財政	健全な財政運営を維持する
公共施設	整理統合を進める

現状と課題

【現状】

- 自主財源の比率が低く、依然として財政の硬直化などが懸念される状況にあります。
- 合併による交付税の特例措置が平成28年度から5年間で段階的に少なくなることにより、一本算定時で約10億程度減少する他、さらに人口減少に伴う交付税の減額が見込まれ厳しい財政運営が想定されます。
- 合併に伴う類似施設が多数あることにより、施設の維持管理に多額の経費が必要な状況にあります。

【課題】

- 健全な財政運営の維持
- 自主財源の確保
- 公共施設の整理・統廃合
- 公有財産の利活用・処分
- 受益者負担の適正化

目標値(成果指標)

	指標名	単位	現状値	目標値	方向性
①	経常収支比率	%	82.6	88.2	増加の抑制
②	実質公債比率	%	8.3	6.9	減少
③	将来負担比率	%	17.5	43.8	増加の抑制

【目標値設定の根拠等】

- ①成行値としては89.7%まで上昇することが見込まれるが、88.2%まで抑制することを目標とする
- ②現状値より減少を目標とする
- ③成行値としては48.7%まで上昇することが見込まれるが、43.8%まで抑制することを目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
計画的な行財政運営に取り組み経費削減に努め、町民に町の財政状況をわかりやすく伝えます。	財政管理事務
町が保有、管理する公共施設の調査、分析を行い、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努めます。	公共施設マネジメント事業
町の自主財源確保のため、町民に対して納税意識の高揚を図り、納税義務を果たすよう期限内納付の周知を行います。早急に収納管理システムを構築し更なる収納管理に努めます。	町税等徴収事務

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取組み	波及する指標
町民、事業所	期限内納付を守り納税義務を果たします。	①
町民	行政サービスに対する適正な負担を行います。	①
町民	町の財政に対し関心を持つよう努めます。	①

2 効率的な行政運営

目的

対象	意図
町(役場)	効果的な行政サービスを提供する
町(役場)	効率的な体制になる

現状と課題

【現状】

- 町民意識調査の結果からは、ムダのない行政サービスが提供されていると考える町民の割合や、職員が町民の立場に立った対応をしていると考える町民の割合は増加しているものの、依然低い水準にあります。
- 平成18年度から行政評価制度を導入し、事務事業評価を実施しており、平成23年度からは、施策評価を実施しています。
- 今後、定員適正化計画により、職員数を削減していくこととなるため、業務委託等を更に進めていく必要があります。
- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行が予定されています。

【課題】

- 行政評価制度の見直し等による、評価結果に基づく改革改善の実施
- 総合庁舎を見据えた効率的な組織の構築
- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行による行政運営の効率化
- 個人情報の保護とセキュリティ対策の強化
- コンビニエンスストアでの各種証明書交付についての検討

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 職員が町民の立場に立った対応を行っていると考えた町民の割合	%	50.5	58.0	増加
② 町民がムダのない行政サービスが提供されていると考えた割合	%	38.2	43.0	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果の地域別で最も高い新鶴地域(58.0%)を目標とする
- ②町民意識調査結果の地域別で最も高い新鶴地域(43.0%)を目標とする

計画期間中の町の主な取り組み

取り組み内容	主な事務事業
行政評価に基づき事務事業の見直しを行い、計画的かつ効果的な行政サービスの提供を行います。 情報通信技術を活用し、行政運営の効率化を図るとともに、セキュリティ対策の強化に努めます。	行政評価推進事業
人材育成基本方針に基づき、様々な行政課題に的確に対応できる職員を育成するための各種研修を行い、町民に信頼される人事の育成に努めます。	職員研修事業
多様化する町民ニーズに対応した効率的な行政運営を推進するため、組織機構改革を行うとともに、行政サービス等の拠点となる施設整備を行います。	庁舎及び複合文化施設整備事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体(誰が)	取り組み	波及する指標
町民・地域・事業所	行政活動に関心を持ち、行政に対し意見・提案を行うよう努めます。	① ②

3 町民参加の推進

目的

対象	意図
町民	知りたい情報が得られる
町民	まちづくり(行政活動)に意見をいえる
町民	町民ニーズがまちづくり(行政活動)に反映される

現状と課題

【現状】

- 町民意識調査の結果、「必要な情報が十分に提供されていると考える」町民の割合が約67%にとどまっており、更なる分かりやすい情報提供を進めていく必要があります。
- 町民意識調査の結果、「町民参加の場に参加したいと思う」町民の割合が約40%となっており、町民がまちづくりに参加する必要性について、十分な合意形成が図られていない現状にあります。
- 平成22年4月に「みんなの声をまちづくりにいかす条例」が施行されたが、町民意識調査の結果から参加条例があることを知っている人の割合が約14%となっており、十分に周知されていない現状にあります。
- 町民意識調査の結果、町の政策に対して意見を言う機会が十分にあると考える町民の割合が約38%、町民ニーズを反映した町政運営がされていると考える町民の割合が約40%となっており、町民参加の機会や町民ニーズを反映した行政運営が十分でない現状にあります。
- 議会運営に際し、地区別意見交換会や議員間討議を取り入れるなど町民の参加意欲が高まるよう努めているが、参加者数や傍聴者数は少ない現状にあります。
- 投票所における有権者数が少ない箇所が多くなっており、選挙投票率も年々下がっている状況にあります。

【課題】

- 行政情報管理システムの整備と町民に分かりやすい情報提供
- 町民参加の必要性についての町民の理解
- 「みんなの声をまちづくりにいかす条例」の適正な運用と町民への周知
- 町民ニーズを的確に把握し、町政に反映していく仕組みづくり
- 投票所数の見直しと投票率の向上

目標値(成果指標)

指標名	単位	現状値	目標値	方向性
① 必要な情報が提供されていると考える町民の割合	%	67.1	75.0	増加
② 参加条例を知っている町民の割合	%	14.3	25.0	増加
③ まちづくりに対して意見を言う機会がある と考える町民の割合	%	38.4	50.0	増加
④ 町民ニーズがまちづくりに反映されている と考える町民の割合	%	39.6	50.0	増加

【目標値設定の根拠等】

- ①町民意識調査結果で過去5年間で約8％増加しており、同様の上昇を目標とする
- ②町民意識調査結果で過去5年間で約6％増加しており、同様の上昇を目標とする
- ③現状値よりも増加し、過半数に達することを目標とする
- ④現状値よりも増加し、過半数に達することを目標とする

計画期間中の町の主な取組み

取組み内容	主な事務事業
町政運営の透明化を図るため、行政情報の適切な管理を行うとともに、町民にわかりやすい情報提供を行います。	広報紙発行事業
町民がまちづくりに関心を持ち、積極的に意見・提案ができるよう「みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続を積極的に行うとともに、町民ニーズを的確に把握し、町政に反映していく仕組みづくりを進めます。	町民参加推進事業

施策の目的達成のための町民等の役割

主体（誰が）	取組み	波及する指標
町民	まちづくりに関心を持ち、積極的に意見・提案を行います。	① ② ③
町民	自主的・自発的にまちづくりへ参加します。	③ ④

重点プロジェクト

元気づくりプロジェクト（人口減少対策）

里づくりプロジェクト（環境整備）

人づくりプロジェクト（人材育成）

～重点プロジェクト（いいね！プロジェクト）～

1. 元気づくりプロジェクト（人口減少対策）

人口の減少を抑えるため、町民の生活を支え、定住や新規居住の推進を図ることが重要です。

地域の豊かな自然環境を活かした住環境や、子育て支援等を進めることで、住み続けられる環境づくりを進めます。

また、広域連携による魅力ある雇用の場の創出を図るとともに、地域に根ざした産業の振興、起業支援や、働きやすい環境づくり、後継者対策の充実等により、活気のあるまちの実現を目指します。（基本構想本文再掲）

【前期基本計画期間中の取組み】

◎本町は、自然、食・農、伝統工芸、神社・仏閣、温泉など、多くの地域資源に恵まれていることから、これらを有機的に結びつけることにより、新たな仕事、雇用を地域に生み出す取組を行う。また、既存企業の新たな展開や地域資源を活かした新規起業などへ積極的な支援・育成を行う。

◎移住定住に関する情報発信の強化に努め、本町に「行ってみたい」、「住んでみたい」と思う人々を増やすための施策に取り組むとともに、既存の観光施設のほか、地域特性を活かした観光資源の確立により交流人口の増加を図る。

◎若い世代が、安心して結婚・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を実施する。また、幼児期の保育や学校教育、放課後児童クラブなど、子育て支援の拡充や質の向上を進め、地域全体で子育てをする意識を高めるための取組を推進する。

◎災害から住民を守るため地域の防災力の向上と、地域に即した公共交通体系の形成、空き家などの対策を適切に行うことにより、安心して暮らせる地域をつくる。また、地域の住民と行政が一体となり、子どもから高齢者まで、「わがまち」として、誇りを持って暮らすことができるまちづくりを推進する。

※上記4つの取組みは、「会津美里町まち・ひと・しごと総合戦略」における4つの基本目標と同じ内容となっております。

2. 里づくりプロジェクト（環境整備）

住みよい暮らしの実現のため、町の特徴である田園、集落環境や山林の保全、活用を推進し、地域の恵みを活かした魅力の創出を図ります。

エネルギーの自立や特産品開発等により、地域独自のまちづくりを進め、農地や山林の維持・管理を行うとともに、新たな雇用の創出へとつなげます。

また、風景資源や文化財、町並み、伝統芸能を守り育てることで、観光交流を推進し、地域の魅力の発信を図ります。（基本構想本文再掲）

【前期基本計画期間中の取組み】

◎町民や町外から訪れる人々が、安全で快適に移動できるような道路整備、道路網の構築を行なうとともに、冬期間の道路交通に支障がないよう除雪体制の徹底を図る。

3. 人づくりプロジェクト（人材育成）

少子化が進むなか、自然学習や農業体験、社会学習等を通して豊かな人間性を育むなどの次世代を担う子どもの教育の充実や、地域の産業、伝統工芸の担い手の確保など地域活性化の中心的な役割を果たす若者の育成は、町の重要な課題です。

また、高齢者の健康づくりや、子どもから高齢者まで多世代の交流を通して、地域で支え合うネットワークの実現を目指します。

さらに、町民主体となった情報発信や地域間交流の促進に取り組み、地域づくりに携わる人材の拡大に努めます。（基本構想本文再掲）

【前期基本計画期間中の取組み】

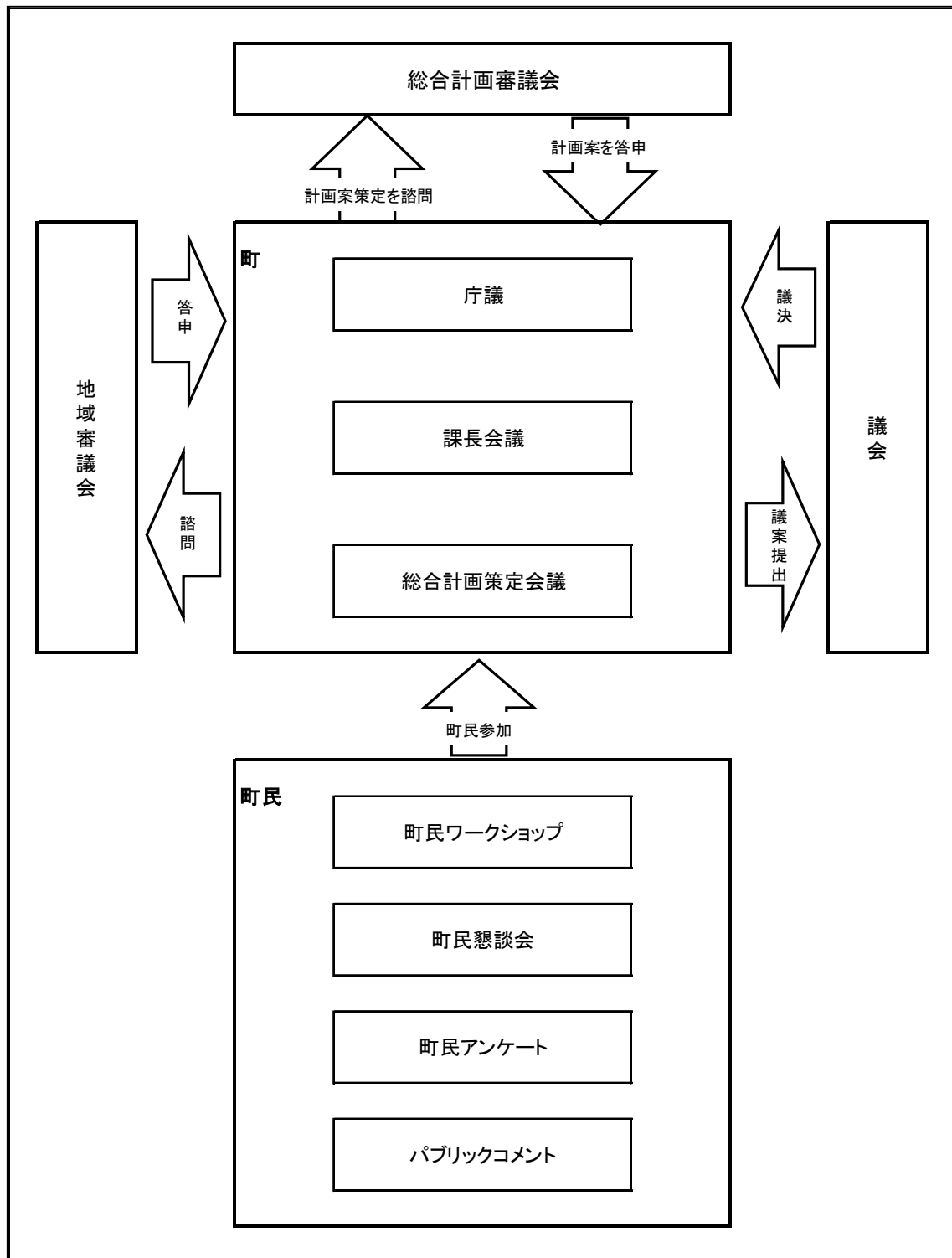
◎確かな学力、健康な体、豊かな心を備えた子どもを育てるため、基本的生活習慣を身に付けさせることで、バランスの取れた人間性と社会性を育み、幼稚園、保育所、小学校、中学校が育ち・学びをつなぐ一貫した教育を行う。

資料編

～資料編～

1. 策定経過

1 策定体制



2 策定経過（計画審議会・町民WS・町民懇談会）

（1）総合計画審議会における策定経過

開催日	回	策定・審議内容
平成26年8月29日	第1回	諮問 総合計画審議会条例について 第3次総合計画策定について アンケート設問について
平成26年10月8日	第2回	計画期間について 人口推計について 計画体系について 第1回町民WSの結果について
平成26年11月12日	第3回	人口推計について 第2次総合計画庁内振り返り結果報告について 町民アンケート結果について 第2回町民WSの結果について
平成26年12月17日	第4回	アンケート調査結果の詳細について 将来像について 基本構想の構成について 第2回・第3回町民WSの結果について
平成27年1月21日	第5回	第3回町民WSの結果について 将来像について 総合計画の体系について
平成27年2月25日	第6回	第4回町民WSの結果について 基本構想（案）について
平成27年3月25日	第7回	基本構想（案）について 基本計画骨子（案）について
平成27年4月30日	第8回	これまでの協議内容について 平成27年度の策定スケジュールについて
平成27年5月28日	第9回	地域審議会答申について 町民懇談会の結果について 施策別基本計画（現状と課題）について
平成27年6月24日	第10回	施策別基本計画（現状と課題）について
平成27年8月5日	第11回	施策別基本計画（指標、目標値）について
平成27年11月19日	第12回	施策別基本計画及び重点プロジェクトについて
平成27年11月30日	第13回	総合計画の最終調整について
平成27年12月2日	答申	会長及び副会長による町長への答申書の提出

(2) 町民ワークショップ開催結果

開催日・場所	参加者	策定・審議内容
第1回 平成26年9月29日 美里公民館 第1・3研修室	15名	合併後のまちづくりの評価 2050年の会津美里町の目指すべき将来像 将来像実現のために取り組むべきこと
第2回 平成26年11月10日 美里公民館 第1・3研修室	30名	テーマ別 10年間に取り組むべきこと 実現のための課題 実現のためのアクション
第3回 平成26年12月13日 本郷庁舎 ふれあいセンター2F	20名	テーマ別 課題 取り組み そのために必要なこと
第4回 平成27年1月31日 新鶴公民館 大集会室	14名	施策毎に「町民としてできること」

(3) 町民懇談会開催結果

開催日・場所	参加者	策定・審議内容
高田地域 平成26年9月29日 美里公民館 第1・3研修室	16名	基本構想（案）について
新鶴地域 平成26年11月10日 美里公民館 第1・3研修室	8名	
本郷地域 平成26年12月13日 本郷公民館 研修室	7名	

3 アンケート結果概要

町民アンケート調査の概要	
調査対象	会津美里町全域
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送調査
調査期日	平成26年9月～10月
回収数	769件
回答率	38.5%

4 パブリックコメント結果概要

2. 総合計画審議会

1 総合計画審議会条例

平成17年10月 1 日

条例第14号

改正 平成23年 3 月22日 条例第 1 号

平成23年 3 月28日 条例第23号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津美里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、会津美里町総合計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 一般住民

(2) 学識経験者

(3) 関係団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が会議のため出席したとき、又は公務のため旅行をしたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年会津美里町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成23年3月22日条例第1号)

改正 平成23年3月28日条例第23号

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年9月規則第18号で、同23年10月1日から施行)

附 則(平成23年3月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 総合計画審議会委員名簿

役職名	氏 名	所属団体等
会長	石光 真	会津大学短期大学部教授(財政学)
副会長	大竹 勉	会津美里町民生児童委員協議会会長
委員	白井 栄一	会津美里商工会総代
委員	遠藤 秀一	会津美里町観光協会 調査研究開発委員会委員長
委員	鶴賀 イチ	教育委員
委員	板橋 信幸	自治区長連絡協議会会長
委員	新山 諭	会津みどり農業協働組合 高田総合支店長
委員	杉原 由美	行革推進委員会委員
委員	斎藤 信子	男女共同参画審議会員
委員	須田 保子	都市計画審議会委員
委員	櫻井 宏信	会津美里町消防団長
委員	武藤 裕一	社会福祉協議会理事
委員	横谷 光子	廃棄物減量化推進審議会委員
委員	上杉 述史	公募

3 総合計画審議会への諮問

26 会美政第 161 号

平成 26 年 8 月 29 日

会津美里町総合計画審議会会長 様

会津美里町長 渡 部 英 敏

会津美里町第 3 次総合計画（案）の策定について（諮問）

会津美里町総合計画審議会条例（平成 17 年会津美里町条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会へ諮問いたします。

4 総合計画審議会からの答申

3. 地域審議会

1 地域審議会への諮問

27 会美政第 150 号

平成 27 年 5 月 11 日

高田地域審議会会長 様

本郷地域審議会会長 様

新鶴地域審議会会長 様

会津美里町長 渡部 英敏

会津美里町第 3 次総合計画基本構想について(諮問)

会津美里町地域審議会条例(平成 17 年 10 月 1 日条例第 185 号) 第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

添付書

会津美里町第 3 次総合計画基本構想(案)

2 地域審議会からの答申

27 会美高審第 3 号

平成 27 年 5 月 27 日

会津美里町長 渡部 英敏 様

会津美里町高田地域審議会

会 長 橋 爪 伸 喜

会津美里町第 3 次総合計画基本構想について（答申）

平成 27 年 5 月 11 日付け 27 会美政 150 号で諮問のありましたことについて、当審議会は下記のとおり答申します。

記

- 1 会津美里町第 3 次総合計画基本構想については、下記意見を付して概ね適当と認めます。

2 意 見

- （1） 人口減少対策が、町の最重要かつ緊急的な課題であることから、基本計画や実施計画により特に重点的に取り組むこと。
- （2） 若い世代が安心して働くことができる職場の確保に努めること。
- （3） 地域活性化のためには、将来町を担う人材が重要であることから、情報の発信や様々な施策により人材育成に努めること。

27 会美本審第 3 号

平成 27 年 5 月 27 日

会津美里町長 渡部 英敏 様

会津美里町本郷地域審議会

会 長 宗 像 利 浩

会津美里町第 3 次総合計画基本構想について（答申）

平成 27 年 5 月 11 日付け 27 会美政 150 号で諮問のありましたことについて、当審議会は下記のとおり答申します。

記

- 1 会津美里町第 3 次総合計画基本構想案を慎重審議した結果、本審議会における意見としては、概ね適当と認めます。

2 意 見

空き家が増加していることから、適正に管理されていない空き家に対しては、周辺に危害が及ばないよう適切に対応すること。また、利活用が可能な空き家については、定住促進などに積極的に活用すること。

27 会美新審第 3 号

平成 27 年 5 月 27 日

会津美里町長 渡部 英敏 様

会津美里町新鶴地域審議会

会 長 五十嵐 一 夫

会津美里町第 3 次総合計画基本構想について（答申）

平成 27 年 5 月 11 日付け 27 会美政 150 号で諮問のありましたことについて、当審議会は下記のとおり答申します。

記

- 1 会津美里町第 3 次総合計画基本構想案を慎重審議した結果、本審議会における意見としては、概ね妥当と認めます。
- 2 意 見
 - （1） 人口の減少を抑えるため、魅力ある職場の確保に努めること。
 - （2） 本町の基幹産業である農業の振興を図るため、新規就農者等の支援を行うこと。